

駒ヶ根市の環境

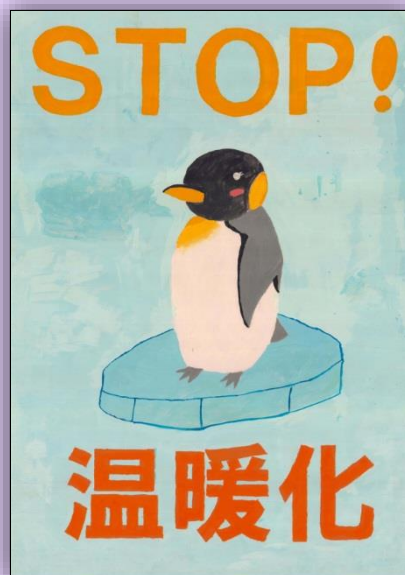
駒ヶ根市第2次環境基本計画 平成29年度年次報告書

(平成28年度事業報告)

平成29年度 環境ポスター 金賞作品



中学生の部 赤穂中学校
2年 眞島弥杏さん



小学生の部 赤穂南小学校
6年 小池星心さん

「駒ヶ根市の環境」は、平成28年度の本市の環境の状況や「駒ヶ根市第2次環境基本計画」に掲げた目標についての施策の取組状況を年次報告書として取りまとめ、公表するものです。

平成30年（2018年）3月
駒ヶ根市 民生部 生活環境課

【目 次】

I 駒ヶ根市第2次環境基本計画の概要	1
II 駒ヶ根市第2次環境基本計画に基づく取組み	3
II-1 地球を大切にすまち	3
● 太陽光発電導入状況	
● 公共施設への太陽光発電システムの導入	
● 小水力発電の開発	
● ペレットストーブの導入	
● 新エネルギー推進協議会	
II-2 物を大切にすまち	5
● 生ごみ堆肥化事業	
● 家庭用生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助	
● 駒ヶ根市大田切りサイクルステーション	
● レジ袋の削減 ～買い物袋持参運動～	
II-3 安全で安心なまち	7
● 公害防止協定	
● 不法投棄防止対策・環境美化活動	
● 河川等一斉清掃の実施	
● 公害苦情処理	
● 公害対策（河川・湖沼水質検査）	
II-4 自然豊かなまち	9
● 地域でのアレチウリ駆除活動	
● オオキンケイギクの繁殖状況調査	
● 景観育成住民協定	
● ビューポイント整備事業	
● 屋外広告物改善事業	
II-5 市民全員が主役のまち	11
● 環境かわら版発行	
● えがおポイント推進事業	
● 地域の環境活動への支援	
II-6 豊かな心を育むまち	14
● 親子ふれあい講座	
● 保育園・幼稚園、小中学校での食育	
● 環境ポスターの募集	

Ⅲ 駒ヶ根市の環境の現況	15
Ⅲ-1 地球環境	15
● 駒ヶ根市の温室効果ガス排出量	
● 長野県の酸性雨の状況	
Ⅲ-2 廃棄物・リサイクル	16
● ごみの減量化・資源化	
● 不法投棄の状況	
Ⅲ-3 公害苦情	20
● 公害苦情受付状況	
Ⅲ-4 大気環境	21
● 大気の状態	
● 交通騒音の状況	
Ⅲ-5 水環境	25
● 河川等の水質状況	
● 水洗化の状況	
Ⅲ-6 自然環境	33
● 土地利用状況	
● 気象状況	
Ⅳ 環境指標の評価（目標達成進捗状況）	34
Ⅴ 平成 28 年度の概要と今後の取組み	38
平成 28 年度の実施状況評価と課題	38
駒ヶ根市第 4 次総合計画（環境関連抜粋）	40
Ⅵ 資料 駒ヶ根市環境保全条例	42

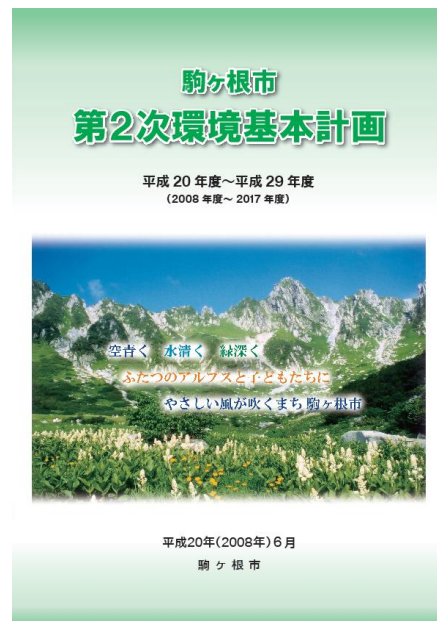
I 駒ヶ根市第2次環境基本計画の概要

● 計画策定の背景及び目的

駒ヶ根市では、「駒ヶ根市民憲章」の理念、「駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例」の理念と「駒ヶ根市環境保全条例」の基本的認識・基本理念に基づき、平成9年3月に目指すべき4つの環境を柱とした第1次環境基本計画を策定し、推進してきました。

その後、少子高齢化と人口減少化の進展、高度情報化の進展、価値観の多様化、地方分権化など社会情勢は急激な変化を遂げ、本市をとりまく環境問題も、ごみの有料化と減量・資源化、特定外来生物問題と希少生物の保全から酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化防止対策など、多種多様となり、大きく変化してきました。

これらの問題・課題に対応し、駒ヶ根市が目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、その実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組んでいく「道しるべ」とするため、より実効性のある計画として本計画を策定しました。



● 計画の位置づけ

本計画は、駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例及び駒ヶ根市環境保全条例の規定に基づき策定したもので、自然にやさしいまちづくり及び環境の保全に関して最も基本となる計画です。環境に関連した市の個別計画や事業は、本計画に沿ってすすめられることになります。

また市民、事業者、市の環境に関する取組みの基本的な指針となります。

● 計画の対象期間

計画期間は、平成18年(2006年)度を基準年度として、目標年度を策定年度、平成20年(2008年)度の10年後の平成29年(2017年)度としました。

● 計画の主体

今日の環境問題は、行政主導の規制的な対応だけでは解決できなくなっています。社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境保全のために自主的・積極的に、協働して行動していくことが必要です。

● 計画の体系

駒ヶ根市の望ましい《将来像》を実現するための6つの基本方針を次のように定めました。

また、この6つの基本方針に関して、それぞれ長期目標を設け、その実現に向けて、次の体系によって、具体的な取組みを進めていきます。

将来像	基本方針	長期目標
空青く 水清く ふたつの 緑深く やさしい 風が吹く まち 駒ヶ根市	1 地球を大切にすまち	1-1 省エネルギー・新エネルギーをすすめよう 1-2 地球にやさしい交通をすすめよう 1-3 環境に配慮した公共事業・事業活動を増やそう
	2 物を大切にすまち	2-1 使い捨てでない、地球にやさしい製品を選ぼう 2-2 ずくを出して分別・資源化しよう 2-3 水資源を大切にし、有効に活用しよう
	3 安全で安心なまち	3-1 公害の心配のない安心して暮らせるまちをつくろう 3-2 不法投棄、ポイ捨てのないきれいなまちをつくろう 3-3 緑地や水路により、災害に強いまちをつくろう
	4 自然豊かなまち	4-1 多様な生物を守ろう 4-2 自然環境に配慮した景観・緑豊かな住環境をつくろう 4-3 生き物が豊かで、遊びたくなる水辺を復活させよう 4-4 身近な森林を守り、活かそう 4-5 環境に配慮した、やる気が出る農林業をすすめよう
	5 市民全員が主役のまち	5-1 環境活動が広がるしくみや場をつくろう 5-2 環境情報を発信し、市民の関心を高めよう 5-3 地域のコミュニティを大切にしよう
	6 豊かな心を育むまち	6-1 子どもたちの環境学習をすすめよう 6-2 市民の環境学習をすすめよう

● 計画の推進体制と進行管理

環境基本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者には情報を公開していくことが不可欠です。また、多様な主体がネットワーク化を図り、様々な環境活動を各主体が役割分担しながら、協働して進めていく必要があります。

環境基本計画で定められたプロジェクトなどの進行管理は、「駒ヶ根市環境市民会議」が調整役となって、計画の進行状況について、毎年、環境基本計画年次報告書「環境白書（環境レポート）」としてとりまとめ、市長に報告します。環境白書（環境レポート）の報告を受けた市長は、広く市民に公表します。公表は、市のホームページ、市報など多様な方法で行います。

市民、事業者などから寄せられる意見などは次年度以降の取組みに反映させ、また、必要に応じプロジェクトごとの個別計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となって協働して、「望ましい将来像」を実現していきます。

II 駒ヶ根市第2次環境基本計画に基づく取組み

《解説》 右の枠は目標値に対する達成状況を示しています。

→ 目標達成 = 青字 目標未達成 = 赤字

目標項目：H28 年度現在実績／目標値

1 地球を大切にすまち

● 太陽光発電導入状況

太陽光発電導入：25MW／9 MW（平成 30 年度目標値）

全国的にも日照時間が長く気候が冷涼であり、太陽光発電に有利な地域特性を活かし、市では平成 12 年度から平成 26 年度の 15 年の間、太陽光発電システムの導入に関わる補助事業に取り組んできました。その結果、市民の関心の高まりや協力により、目標とする 9 MW の導入を達成し、平成 28 年度末時点では、25MW にまで設置が拡大しました。

引き続き、地球温暖化防止に向けて CO₂ を削減するために、太陽光発電システムの導入促進に努めます。

※ 9 MW＝約 2,500 世帯分の電力が賄える発電容量。25MW は市内世帯の 3/5 にあたる約 6,900 世帯分に相当する。



太陽光発電設備導入状況

平成29年3月末時点

区 分	10kW未満	10kW以上						合 計	
		小 計	10kW～ 50kW	50kW～500kW	500kW～ 1,000kW	1,000kW～ 2,000kW	2,000kW 以上		
全 国	(件)	2,244,820	474,545	450,417	13,919	4,958	4,929	322	2,719,365
	(kW)	9,454,497	29,016,140	11,000,790	3,227,656	3,433,142	7,394,235	3,960,317	38,470,637
長野県	(件)	69,353	18,025	17,170	671	106	76	2	87,378
	(kW)	303,472	710,079	382,641	137,346	72,877	106,716	10,500	1,013,552
駒ヶ根市	(件)	1,348	390	361	25	1	3	0	1,738
	(kW)	6,157	19,072	8,555	6,171	660	3,686	0	25,228

※ 駒ヶ根市の太陽光発電施設導入容量：25,228 kW≒25MW（長野県内の約 2.5%、全国の約 0.1%）

● 公共施設への太陽光発電システムの導入

公共施設設置：31 件／目標値 10 件（累積）

これまでに、市役所庁舎、武道館、小・中学校、いきいき交流センターなど、市内 29 箇所の公共施設への設置が進められてきました。

平成 28 年度には、公共施設ではとしては初めてとなる屋根貸し事業により、下平体育館の 45 kW のパネルが発電を開始したことに加え、31 箇所目の施設として、経塚保育園の建て替えに合わせ、41 kW のパネル設置が行われ、発電を開始しました。



平成 28 年度に竣工した経塚保育園

● 小水力発電の開発

駒ヶ根市は河岸段丘地形により、東西から天竜川に向かいいくつもの河川が流れており、落差、水量ともに豊富なことから小水力発電に適した環境を有しています。

平成 24 年度に、駒ヶ根市自然エネルギー小水力発電第 1 号が稼働して以来、平成 26 年度に第 2 号が稼働しました。

平成 28 年度も、ねずみ川水系による計画の地元への説明が行われるなど、市内 2 箇所以小水力発電施設設置に向けた諸手続きが進められています。



駒ヶ根市第 2 号の小水力発電所

水力発電設備導入状況

平成 29 年 3 月末時点

区 分		200kW未満	200kW～ 1,000kW	1,000kW～ 30,000kW
全 国	(件)	261	122	81
	(kW)	20,626	63,372	363,551
長野県	(件)	19	6	6
	(kW)	1,276	2,469	55,520
駒ヶ根市	(件)	2	0	0
	(kW)	45	0	0

水力発電設備のうち、世界的には 10,000 kW 以下を小水力発電と呼んでおり、ダムのように水を貯め込むことなく、川の流れをそのまま利用した、環境配慮型の発電方法とされています。

● ペレットストーブの導入

公共施設設置数：22 台／目標値 20 台（累積）

平成 28 年度に竣工した経塚保育園の新園舎には、県のグリーンニューディール基金事業の補助を受け、木質ペレット燃料を使って空調と床暖房を行うペレットボイラーを導入しました。

これにより経塚保育園の全ての保育室と、子育て支援センター全館の暖房（空調）（床暖房設備については経塚保育園の未満児室と支援センターの保育室に設置）が賄えるようになり、年間約 20 t の二酸化炭素排出量削減を見込んでいます。



経塚保育園に設置されたペレットボイラーと燃料貯蔵用のサイロ

● 新エネルギー推進協議会

参加事業所：41 事業所／目標値 100 事業所（累積）

駒ヶ根市における新エネルギーの利用を推進することにより、地球温暖化防止と地域経済活性化に寄与することを目的とし、各種団体や事業者、行政の参加により平成 21 年度に「駒ヶ根市新エネルギー推進協議会」が設立されました。

平成 28 年度は電磁波による身体への影響に関するセミナーを開催するなど、再生可能エネルギーを導入するにあたり、問題となる様々な事柄のうち、電磁波という目に見えない事案に対して住民の安心、安全への理解を図る事業に取り組みました。



2 物を大切にするまち

● 生ごみ堆肥化事業

生ごみ資源化世帯率：30.85%／目標値 100%

駒ヶ根市の可燃ごみは、現在、上伊那広域連合の焼却施設で処理していますが、平成 14 年度から市内公共施設の生ごみを別途回収し、堆肥化処理を行っています。平成 28 年度は、約 48 トンの生ごみを回収し堆肥化を行いました。

平成 20 年 9 月から行っている市内モデル地区での一般家庭の生ごみ分別回収では、平成 28 年度、約 540 世帯の取り組みにより、約 54.5 トンを、また、大型生ごみ処理機で約 26.4 トンの生ごみを堆肥化することができました。

しかし、費用対効果等の面から、当事業の見直しが必要であり、今後、事業縮小を含め検討を行っていきます。



生ごみ堆肥化装置への投入の様子



装置の中での堆肥化の様子

● 家庭用生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助



【生ごみ処理容器】

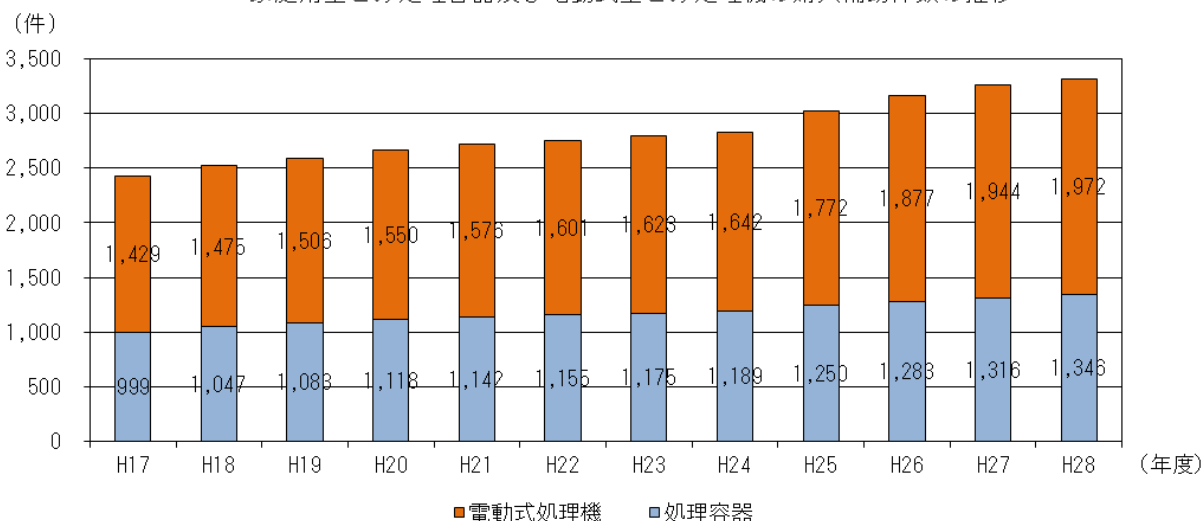


【電動式生ごみ処理機】

市では、平成 5 年度から家庭用生ごみ処理容器、平成 10 年度から電動式生ごみ処理機の購入補助を行っています。

平成 28 年度の補助率は、生ごみ処理容器が購入金額の 2/3 以内（限度額 5,000 円）、生ごみ処理機が購入金額の 1/2 以内（限度額 30,000 円）となっており、平成 28 年度中に処理容器 30 件、処理機 28 件の補助を行いました。

家庭用生ごみ処理容器及び電動式生ごみ処理機の購入補助件数の推移



● 駒ヶ根市大田切りサイクルステーション

毎週土・日に開設している大田切りサイクルステーションは、駒ヶ根市内の全ての分別ごみ・資源物を持ち込むことができます。

利用できるのは、市内の一般家庭の方で、仕事の都合や引越しなど、特別な理由により地域のステーションに出すことができない方です。管理人が常駐しており、分別の仕方を指導しています。

平成 18 年 9 月の開設以来好評で、平成 28 年度は 1 日平均 229 人の方が利用し、その人数は増加傾向にあるため、今後、本ステーションの拡充工事を予定しています。



大田切りサイクルステーション

ステーション内は分別しやすいように区分けされています。

【開設日】土・日曜日（12 月 31 日から 1 月 3 日を除く）及び 12 月 30 日 【開設時間】午前 9 時から午後 4 時 30 分

大田切りサイクルステーションの状況

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間開設日数（日）	54	105	104	103	103	104	105	105	104	103	103
年間利用者数（人）	2,724	8,625	13,504	16,054	17,751	18,315	17,589	17,596	20,684	22,274	23,620
	前年度比	316.6%	156.6%	118.9%	110.6%	103.2%	96.0%	100.0%	117.5%	107.7%	106.0%
平均利用者数（人）	土曜日	45.8	69.2	110.3	125.7	137.2	139.5	130.0	134.5	174.7	189.3
	前年度比		151.3%	159.4%	114.0%	109.1%	101.6%	93.2%	103.4%	129.9%	107.3%
	日曜日	55.5	94.8	148.6	185.4	206.8	212.7	204.3	200.0	222.2	255.4
	前年度比		170.9%	156.7%	124.7%	111.5%	102.9%	96.0%	97.9%	111.1%	115.0%
	土・日曜合計	50.4	82.1	129.8	155.9	172.3	176.1	167.5	167.6	198.9	216.3
	前年度比		163.0%	158.1%	120.0%	110.6%	102.2%	95.1%	100.0%	118.7%	108.7%
指導員	土曜日（n*1、シブn*-2）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	日曜日（n*1、シブn*-3）	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4
排出・回収量（t）	びん・缶・ペット等	14.2	46.2	66.0	73.7	65.6	71.4	62.8	63.8	68.0	72.6
	紙・布・アルミ類	59.5	163.0	202.7	221.5	232.7	234.0	220.7	202.3	211.7	202.5
	可燃・不燃・容器プラ	8.2	33.1	53.4	62.5	62.4	71.5	65.7	75.7	85.8	105.4
	粗大ごみ	1.6	3.2	1.7	1.0	1.0	1.3	0.6	0.3	0.5	0.8
	計	83.4	245.5	323.8	358.7	361.7	378.2	349.8	342.1	366.0	381.3
	前年度比		294.2%	131.9%	110.8%	100.8%	104.6%	92.5%	97.8%	107.0%	104.2%
市計画収集量（事業系除く）（t）	6,239	6,251	6,039	5,849	5,669	5,597	5,475	5,440	5,518	5,400	5,206
回収量／計画収集量	1.3%	3.9%	5.4%	6.1%	6.4%	6.8%	6.4%	6.3%	6.6%	7.1%	7.0%

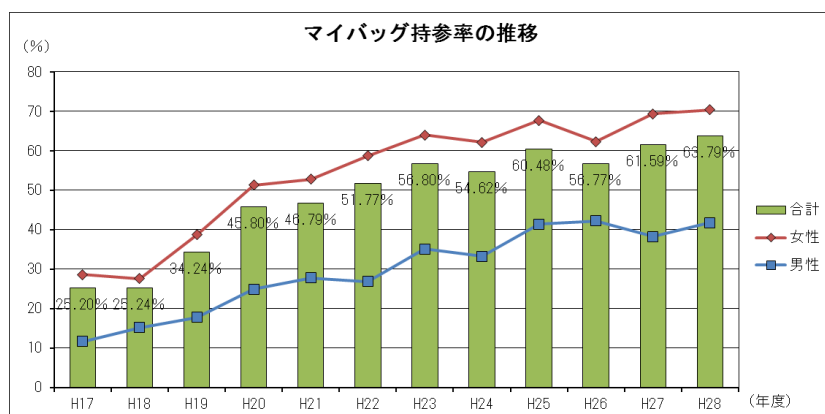
マイバッグ持参率：63.8%／目標値 80%

● レジ袋の削減 ～買い物袋持参運動～

市では、平成 17 年から市内のスーパーの協力を得て、マイバッグの持参状況を継続して調査してきました。

また、駒ヶ根市消費者の会がスーパー店頭でキャンペーンを行うなどの取組みを行った結果、当初 25%程度だった持参率が、ここ数年は 60%前後で推移しています。

一方、レジ袋を有料とする協力店舗も飽和状態にあり、持参率の伸びは一段落した感があります。



3 安全で安心なまち

● 公害防止協定

事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境を保全するため、事業所と市・住民などとの間で締結する協定を公害防止協定といいます。

平成 28 年度末現在、市が当事者または立会人として事業所と締結している協定は 42 にのぼります。

公害締結協定数（市－企業等間）

区 分		H28年度末現在 有効な協定数
協 定 総 数		48
協 定 内 容	一般的公害対策	32
	原料・燃料規制	0
	ばい煙規制	6
	排水規制	36
	騒音規制	10
	振動規制	4
	悪臭規制	7
	産業廃棄物規制	15
	その他の公害規制	20
	緑化等環境整備	7
	違反時の制裁措置	24
	公害発生時の措置	29
	うち操業停止等損害賠償	28
	うち無過失損害賠償	0
住民の 関 与	立入調査関係	29
	当事者として	17
	立会人として	12

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない
※ 市が立会人となっているものも含む

公害防止協定締結事業所数（市－企業等間）

業 種	H28年度末現在 有効な協定数
事 業 所 総 数	42
農 業 等	1
鉱 業	0
建 設	0
食 料 品	5
衣 服・織 維	0
木材・木製品	0
紙 ・ パルプ	0
化 学	2
石油・石炭製品	1
ゴ ム・皮 革	0
窒 業・土 石	0
鉄 鋼	1
非 鉄 金 属	2
金 属	5
機 械	7
電 気 等 供 給	0
産業廃棄物処理・処分場	4
そ の 他	14

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない
※ 市が立会人となっているものも含む

● 不法投棄防止対策・環境美化活動

不法投棄件数：9 件／目標値 0 件（単年）

不法投棄廃棄物には、家庭ごみのような一般廃棄物はもちろん、産業廃棄物もあり、中には環境に負荷を与えたり、健康に影響を与えたりする有害な化学物質を含むものもありますので、早期発見、早期適正処理が望まれます。

「不法投棄は、しない、させない、許さない」を基本に、ほぼ毎日パトロール員が市内を巡回し、発見に努めています。同時に、環境美化推進組合の皆さんの協力を得ながら、監視体制の強化や市民への啓発を継続して行っています。



市で無料配布している
不法投棄禁止看板の一例

清掃活動実施団体：78 団体／目標値 100 団体（単年）

● 河川等一斉清掃の実施



河川等一斉清掃の様子



街をきれいに！子ども達も清掃に参加

恵まれた環境を守るために、河川の浄化と不法投棄ごみ等を地域からなくすることが課題となっています。

毎年、地域の生活環境浄化と意識の高揚のために「春の河川等一斉清掃」を実施しています。この作業は地域の児童生徒も参加し、環境美化活動の意義を自主的に学べるように企画されています。

また、平成 28 年度は 5 月 29 日に「河川等一斉清掃」が市内一斉に行われたほか、各地区や団体による環境美化活動が行われました。

● 公害苦情処理

公害苦情件数：17 件／目標値 0 件（単年）

市には、日頃から、騒音・悪臭・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する様々な苦情が寄せられます。

これらの苦情に対し、発生源の調査及び指導、被害拡大の防止等に職員が当たっています。



野焼きの現場

● 公害対策（河川・湖沼水質検査）

市では毎年水質調査を実施しており、平成 28 年度は、市内の河川及び湖沼 30 箇所において、水質検査を行い、水質状況の監視及び水質向上に努めています。

平成28年度 河川等水質測定地点

天竜川水系 4 河川	太田切川 大田原橋	市内主要河川	七面川 大法寺入口
	田沢川 天竜川合流点		鼠川 サラダコスモ排水溝上
	下間川 横山橋		鼠川 上穂大橋下
	天王川 唐沢川合流点		鼠川 上穂沢川合流点
主要11河川	田沢川 J A 北側		上穂沢川 中央自動車道上
	田沢川 漆山皮工場南		如来寺川 中央自動車道上
	古田切川 ヤマウラエンジニアリング北		亀沢川 十二天森西側
	鼠川 美須津保育園北		新宮川 五拾目橋下
	七面川 宮の前地籍		新宮川 大津度橋下
	上穂沢川 上穂沢橋		下間川 寺井取入口
	中田切井 福岡駅前		塩田川 火山川合流点下
	宮沢川 美里団地東	市内主要湖沼	大沼湖 排水溝付近
	宮沢川 下平入口地籍		駒ヶ池 排水溝付近
	新宮川 新宮川岸地籍		十二天池 排水溝付近
	塩田川 下塩田地籍	高原河川	駒ヶ根高原上の井取水口

4 自然豊かなまち

● 地域でのアレチウリ駆除活動

外来生物駆除活動：182 件／目標値 100 件（累積）



アレチウリ駆除作業の様子

市内河川では、流域の環境を守るため、特定外来生物であるアレチウリの駆除や河川の草刈などの作業を計画的に行っています。

特にねずみ川愛護会では、毎回 20 名～30 名が毎年 5 月から 8 月にかけて 3 回程、ねずみ川流域のアレチウリ駆除を行っており、美しい環境を保っています。

● オオキンケイギクの繁殖状況調査

オオキンケイギクは、2006 年に外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されました。多年草で非常に繁殖力が強く、当初は天竜川や大田切川流域付近を中心に繁殖範囲が拡大する傾向でしたが、近年は市内全域の道路沿いや川沿い、公園などに繁殖し、範囲を拡大しています。

駒ヶ根市では、これ以上の繁殖範囲拡大を防ぐために、繁殖地の状況を把握すべく、調査を行っています。



大田切川堤防付近に繁殖する
オオキンケイギク

● 景観育成住民協定

住民協定地区数：9 地区／目標値 10 地区（累積）

当市は平成 25 年 6 月に景観行政団体となり、市内全域の良好な景観を保全し、景観整備と美しいまちづくりを進めていますが、これより以前から地域住民による景観形成・景観育成住民協定による取り組みが行われています。

これらの地区では、農振除外・農地転用・建物の建築・土地の造成・屋外広告物の設置などに際し、事前に行為の届出等を行い、協議することとしています。

駒ヶ根市内の景観育成住民協定地区

住民協定の名称	認定年月	規 模
看護大学周辺地域景観形成住民協定	H8. 6	約40ha
広域農道沿線景観形成住民協定	H9. 12	沿線約5,000m
琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	H10. 6	沿線約2,200m
大徳原周辺地域景観形成住民協定	H13. 3	約60ha
ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定	H13. 11	約40.8ha
東伊那景観形成住民協定	H14. 4 (H20. 9変更)	約1,721ha
ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定	H14. 7	約24ha
伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定	H19. 11	沿線約1,900m
「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定	H25. 3	約97ha

● ビューポイント整備事業

美しい景観を多くの市民や観光客に見てもらい、その素晴らしさを知ってもらうきっかけとして、平成 27 年度にビューポイント整備に着手しました。

その第 1 号地として駒ヶ池湖畔東側を選定し、駒ヶ根高原「幸せの森」ブライダル協会がデザインを公募し、長野県元気づくり支援金の協力も得ながら 2 年間かけて整備を行ってきました。

2 年目となる 28 年度は、石積み左官体験のイベントを兼ねてカップルベンチの周辺整備を行い、第 1 号地のビューポイントが完成しました。



石積み体験イベントの様子

完成したカップルベンチ

● 屋外広告物改善事業

平成 25 年 6 月に景観行政団体となり、平成 27 年 4 月から屋外広告物等に関する条例が施行されました。この条例では、一定規模以上の屋外広告物（看板）を規制し、市内の美しい自然景観・眺望への阻害要因を減らし、風致を維持することなどを目的としています。

市では、平成 35 年度までに許可範囲を超えてしまう広告物を無くすとしており、既存の広告物に対し補助制度を設け、より低く、より小さな看板となるよう誘導しています。

条例施行後、将来的に条例不適合となる既存屋外広告物 3 件の改修（適合化）が行われました。



平成28年度 えがおポイント交付対象事業（エコ事業）

No.	事業名	ポイント数 ／枚	交付済 チケット数	交付済 ポイント計	備考
1	ハッチョウトンボ生息地の整備	500	10	5,000	ハッチョウトンボを育む会
2	自然エネルギー設備導入	5,000	18	90,000	環境課
3	廃棄物の資源化促進事業	100	27	2,700	(株)セイビ社
		10	222	2,220	
4	ねずみ川愛護会 アレチウリ駆除作業	300	79	23,700	環境課
5	グリーンカーテン実施	1,000	1	1,000	環境課
6	省エネ家電買い換え	5,000	19	95,000	環境課
7	家庭エコ診断	1,000	8	8,000	環境課
8	天竜川美化清掃	100	0	0	都市整備課（雨天中止）
9	平成28年度 天竜川流域侵略植物駆除 7.31大作戦 駒ヶ根会場	300	29	8,700	NPO法人天竜川ゆめ会議
10	平成28年度 えがおポイント事業 資源物回収	10	283	2,830	えがおポイント推進協議会
11	平成28年度 えがおポイント助成事業	5,000	2	10,000	えがおポイント推進協議会
12	環境フェスティバル（分別体験・環境 クイズ）参加者	100	327	32,700	環境課
13	生ごみ分別モデル回収参加	360	346	124,560	環境課
14	環境課 出前講座	100	234	23,400	環境課
15	環境ポスター・標語募集	500	46	23,000	環境課
合 計			1,651	452,810	

アレチウリ駆除作業

ねずみ川愛護会

ねずみ川や近隣公園の清掃及びアレチウリ駆除活動を実施。

【300P×79人】



資源物回収（ふれあい広場）

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会

資源物回収の促進とえがおポイント事業の推進のため、ふれあい広場で資源物回収を実施。

【10P×283枚】



環境フェスティバル

駒ヶ根市環境課・保健福祉課

生活の中で環境にやさしい行動について、クイズ形式で出題し、学んでもらいました。

【100P×327人】



出前講座「ごみの捨て方・特殊詐欺」

駒ヶ根市環境課

ごみの問題や特殊詐欺などをテーマに、出前講座を開催し、参加者を対象にポイントを交付しました。

【100P×234人】



協働のまちづくりを進めるためには、市民や市民団体などが自主的・主体的に取り組む活動が欠かせません。そこで、市では協働のまちづくり補助制度を実施し、市民団体等が営利を目的とせず、不特定かつ多数の皆さんの利益の増進に自主的・主体的に行う活動に対して、補助金の交付や原材料の提供を行い、地域活動や市民活動を支援しています。

平成 28 年度 協働のまちづくり支援補助事業（環境関連事業抜粋）

ハッチョウトンボ保護・生息地整備

（H28.4.1～H29.3.31）

ハッチョウトンボを育む会

目的）ハッチョウトンボの生息区域の自然環境保護

内容）湿地帯の整備、個体数のデータ観測、捕獲防止等のためのパトロール、観察会の実施等



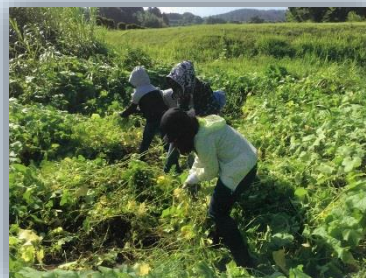
天竜川流域侵略植物駆除 7.31 大作戦

（H28.7.31）

NPO法人 天竜川ゆめ会議

目的）自然環境に脅威を与える特定外来植物（アレチウリ）の駆除を、天竜川流域全体で統一して行い、自然環境の回復を目指す。

内容）天竜川流域のアレチウリ駆除作業を実施



看護大学周辺緑化事業

（H29.3.4～H29.3.11）

看護大学交流市民の会

目的）会員と卒業生が協力して、地域に根ざした学園づくりを進める。

内容）会員と卒業生によるシダレザクラの植樹を実施



6 豊かな心を育むまち

● 親子ふれあい講座

親子で親しむ環境教室の開催：26回／目標値 25 回（累積）

天竜川の流域に位置する「おもしろかっぱ館」では、周辺の豊かな自然環境を活かした「親子ふれあい講座」が継続的に行われています。

天竜川の石を使った石ころペイント、昆虫採集と標本づくり、星空観察会などを通して、親子で身近な自然の豊かさと大切さを学んでいます。



「昆虫採集と標本づくり」講座の様子

石ころペイントの作品

● 保育園・幼稚園、小中学校での食育

食育・菜園講座の参加者：13,327人／目標値 2,000 人（累積）

市内保育園・幼稚園、小中学校では、食を通じて子どもたちに正しい食習慣を身に付けてもらうために食育に取り組んでいます。

料理をすること、食べることの楽しさを味わってもらうため、親子や子ども対象の料理教室、「お弁当の日」の取組みなどの調理体験を行っています。また野菜の栽培・収穫体験や「駒っこ給食」で生産者の方の顔を知ること、食への関心を高め、食べ物に対して感謝の気持ちを持ち、好き嫌いを残さず食べることに繋がっています。



親子クッキングの様子

● 環境ポスターの募集

地球環境や身近な生活環境などの重要性について多くの人に関心を高めてもらうことを目的に、環境ポスターを募集し表彰しています。平成 28 年度も市内小中学校などから多くの作品が集まりました。



平成 29 年度環境ポスター 銅賞作品（上段：小学生の部、下段：中学生の部）

Ⅲ 駒ヶ根市の環境の現状

1 地球環境

● 駒ヶ根市の温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂/年)

			2013 (H25)	2014 (H26)		2015 (H27)	
			排出量	排出量	前年比	排出量	前年比
二酸化炭素排出量	産業部門	製 造 業	80,710	77,077	95.5%	75,092	97.4%
		農林水産業	4,416	4,553	103.1%	4,778	104.9%
		建設業・鉱業	4,555	4,534	99.5%	4,476	98.7%
			89,681	86,164	96.1%	84,346	97.9%
	家 庭 部 門		49,595	50,066	100.9%	50,586	101.0%
	業 務 部 門		51,552	49,295	95.6%	49,633	100.7%
	運 輸 部 門		66,020	65,917	99.8%	66,380	100.7%
	一般廃棄物		260	259	99.6%	259	100.0%
	小 計		257,108	251,701	97.9%	251,204	99.8%
	二酸化炭素以外		6,017	5,781	96.1%	5,680	98.3%
温室効果ガス排出量合計		263,125	257,482	97.9%	256,884	99.8%	
人 口			33,773	33,585		33,381	
1人当たり二酸化炭素排出量			7.61	7.49	98.4%	7.53	100.4%
1人当たり温室効果ガス排出量			7.79	7.67	98.4%	7.70	100.4%

※ 業務部門：飲食業、サービス業、小売店等
 二酸化炭素以外：CH₄、N₂O、HFCs
 温室効果ガス排出量推計ソフトにより算出

(駒ヶ根市 生活環境課)

● 長野県内の酸性雨の状況

酸性雨調査結果 (平成28年度)

(pH値)

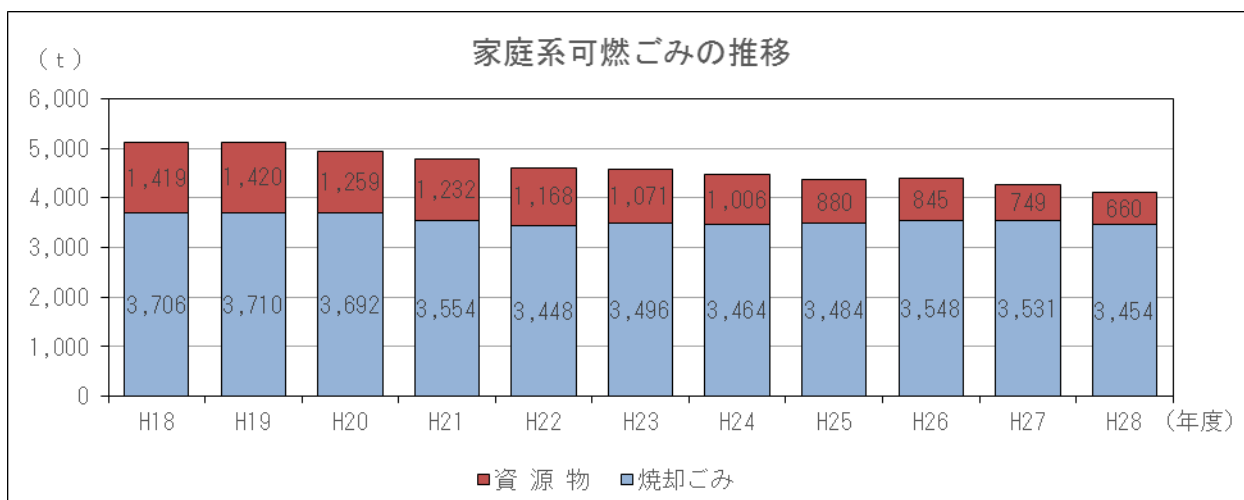
調 査 地 点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上田市	上田合同庁舎 (上田市材木町1-2-6)	5.62	5.72	5.48	5.52	4.99	5.35	5.59	5.69	5.82	5.51	5.78	5.81
飯田市	飯田合同庁舎 (飯田市追手町2-678)	5.59	5.84	5.56	5.18	5.26	5.68	5.29	5.26	5.36	5.11	4.96	5.35
松本市	松本合同庁舎 (松本市島立1020)	6.39	6.20	6.23	6.18	5.38	5.57	6.24	6.11	6.18	5.69	5.86	6.07
白馬村	八方池山荘 (北安曇郡白馬村北城4488-277)	5.28	5.22	5.21	5.11	4.99	5.30	5.44	5.28	4.76	4.85	4.92	4.79
長野市	環境保全研究所 (長野市安茂里米村1978)	5.51	5.50	5.45	5.26	5.47	5.21	5.61	5.44	5.28	5.16	4.91	4.73

※ pH5.6以下を酸性雨という

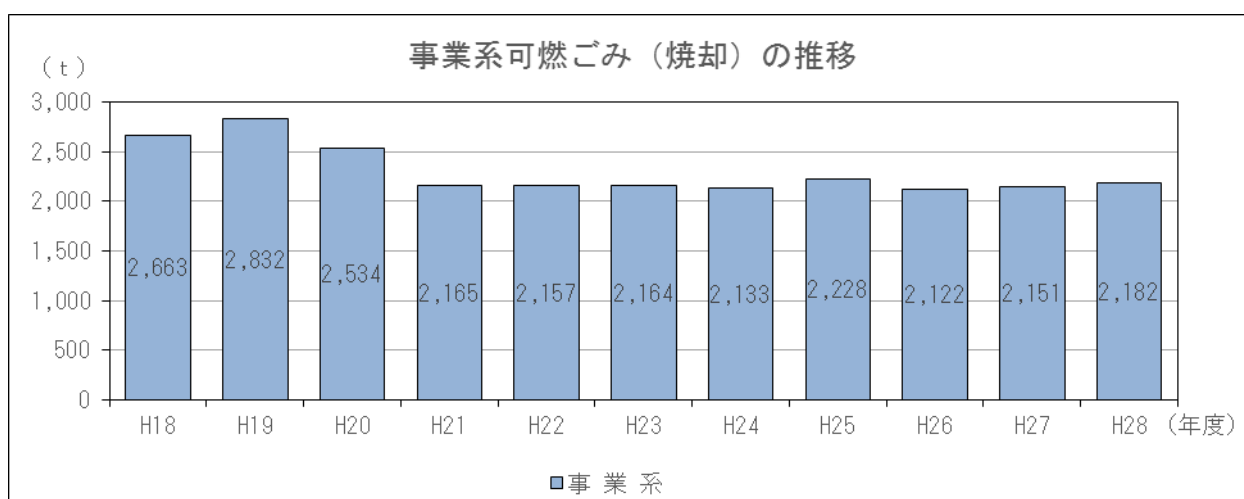
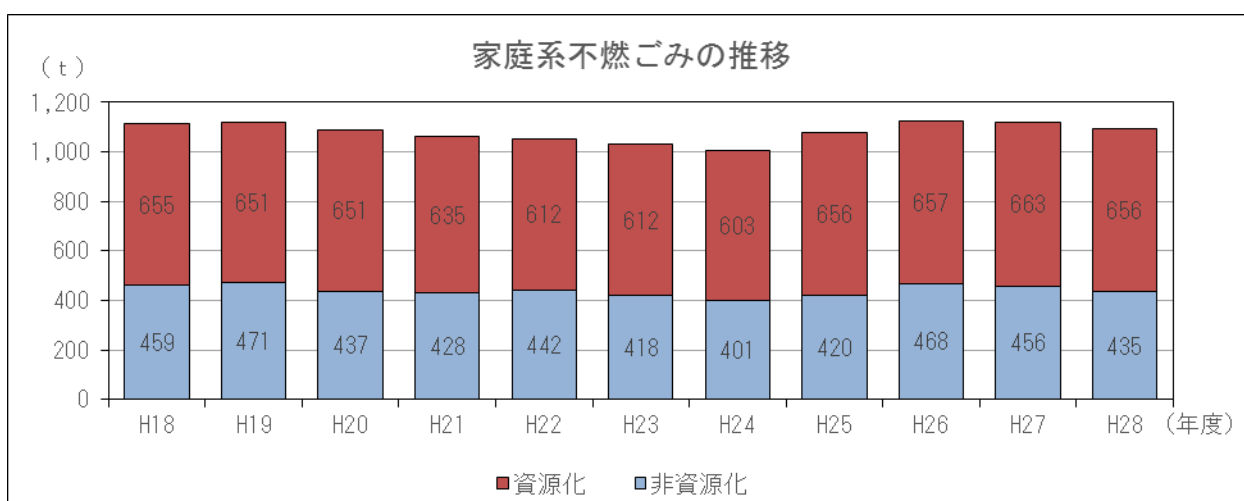
資料：長野県水大気環境課

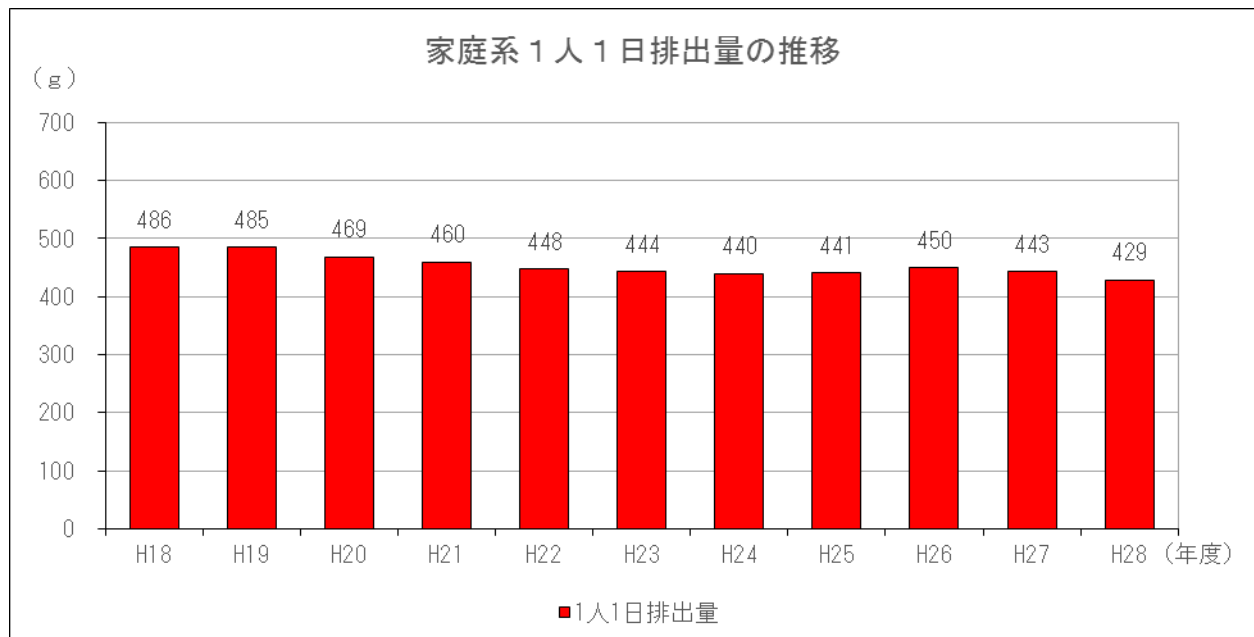
2 廃棄物・リサイクル

● ごみの減量化・資源化



※ 平成 28 年度は前年に比べて、焼却ごみが 77t、資源物が 89t 減少。(資源物の減少は、民間の受入施設やスーパー等の回収への持ち込み増が一因と考えられる)。





※ 昨年度までの環境白書に掲載されていた資源化率の推移グラフについては、年々、資源物を直接民間の受入施設やスーパー等への回収に持ち込むケースが増えており、正確な数値が把握できないことから、今年度から掲載を取り止めておりますので、ご了承ください。

駒ヶ根市の一般廃棄物計画収集の状況

区 分		単位	資源化	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
基本	人口（10／1現在）	人	—	35,197	35,304	35,298	34,829	34,673	34,558	34,080	33,773	33,585	33,381	33,222
	世帯数（10／1現在）	世帯	—	12,472	12,704	12,772	12,637	12,656	12,741	12,653	12,696	12,760	12,816	12,898
	平均世帯員数	人	—	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	ごみ処理費用	千円	—	306,302	288,058	304,760	313,980	292,187	297,039	285,404	265,750	281,386	257,149	302,026
可燃ごみ	焼却ごみ	t		3,706	3,710	3,692	3,554	3,448	3,496	3,464	3,484	3,548	3,531	3,454
	事業系	t		2,663	2,832	2,534	2,165	2,157	2,164	2,133	2,228	2,122	2,151	2,182
	焼却計	t		6,369	6,542	6,226	5,719	5,605	5,660	5,597	5,712	5,670	5,682	5,637
	資源物	t	資	1,419	1,420	1,259	1,232	1,168	1,071	1,006	880	845	749	660
計		t		7,788	7,962	7,485	6,951	6,773	6,731	6,603	6,592	6,515	6,431	6,297
不燃ごみ	非資源化	ガラス	t		133	140	111	125	85	97	130	142	145	143
		金 属	t		76	79	63	64	125	102	60	62	57	57
		取 灰	t		30	29	34	33	29	28	25	26	26	23
		廃プラ(黒)	t		200	209	217	197	194	185	181	180	199	206
		粗大ごみ・不法投棄	t		20	15	12	9	9	6	5	10	41	22
	計		t		459	471	437	428	442	418	401	420	468	435
	資源化	有害ごみ	t	資	8	10	7	6	7	7	6	6	8	7
		乾電池	t	資	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1
		蛍光管	t	資	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1
		ペットボトル	t	資	31	29	29	28	29	29	27	25	23	23
		容リプラ	t	資	461	463	471	466	443	439	444	452	452	457
		び ん	t	資	118	113	106	100	100	101	91	130	135	140
		スチール缶	t	資	21	17	17	16	15	17	19	17	16	14
		アルミ	t	資	13	17	19	17	16	16	14	24	21	21
	計		t		655	651	651	635	612	612	603	656	657	663
	計		t		1,114	1,122	1,088	1,063	1,054	1,030	1,004	1,076	1,125	1,119
	ごみ総量		t		8,902	9,084	8,573	8,014	7,827	7,761	7,607	7,668	7,640	7,388

※ 不燃ごみの「びん」「アルミ」には、平成25年度から学校回収分を含む。

駒ヶ根市の一般廃棄物分別区分

区分		年度	H18	H19	H20～H25	H26～H28
資源物	容器包装リサイクル法	無色びん	○	○	○	○
		茶色びん	○	○	○	○
		その他びん	○	○	○	○
		ペットボトル	○	○	○	○
		プラ製容包類	○	○	○	○
		牛乳パック	○	○	○	○
		段ボール	○	○	○	○
		紙製容包類				
		アルミ缶	○	○	○	○
		スチール缶	○	○	○	○
	その他	蛍光管	○	○	○	○
		乾電池	○	○	○	○
		新聞	○	○	○	○
		雑誌・雑紙類	○	○	○	○
		布類	○	○	○	○
		アルミ類	○	○	○	○
		廃食用油		○	○	○
生ごみ（モデル地区）			○	○		
非資源物	小型家電				○	
	その他金属	○	○	○	○	
	その他ガラス	○	○	○	○	
	灰	○	○	○	○	
	廃プラスチック	○	○	○	○	
	燃やせるごみ	○	○	○	○	
	粗大ごみ	○	○	○	○	
分 別 数		21	22	23	24	
全国統一物	テレビ	○	○	○	○	
	冷蔵庫・冷凍庫	○	○	○	○	
	洗濯機	○	○	○	○	
	エアコン	○	○	○	○	
	パソコン	○	○	○	○	
	オートバイ	○	○	○	○	
	自動車	○	○	○	○	
分 別 数		7	7	7	7	
全 分 別 数		28	29	30	31	

ごみ減量行動計画目標の達成状況

区 分		H16年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
人 口		34,651人	34,700人	34,694人	34,687人	34,681人	34,673人
家庭系1人1日平均排出量 （資源物含む）	計 画	497 g	490 g	480 g	470 g	460 g	450 g
	実 績	497 g	486 g	485 g	469 g	460 g	448 g
家庭系資源物化率	計 画	34.6%	36.7%	38.8%	40.8%	42.9%	45.0%
	実 績	34.6%	33.2%	33.1%	31.6%	31.9%	31.4%
事業系燃やせるごみ（年）	計 画	2,823 t	2,678 t	2,534 t	2,389 t	2,245 t	2,100 t
	実 績	2,823 t	2,663 t	2,832 t	2,534 t	2,165 t	2,157 t
（参考）家庭系の全量	計 画	6,352 t	6,206 t	6,078 t	5,951 t	5,823 t	5,695 t
	実 績	6,352 t	6,239 t	6,252 t	6,039 t	5,849 t	5,670 t

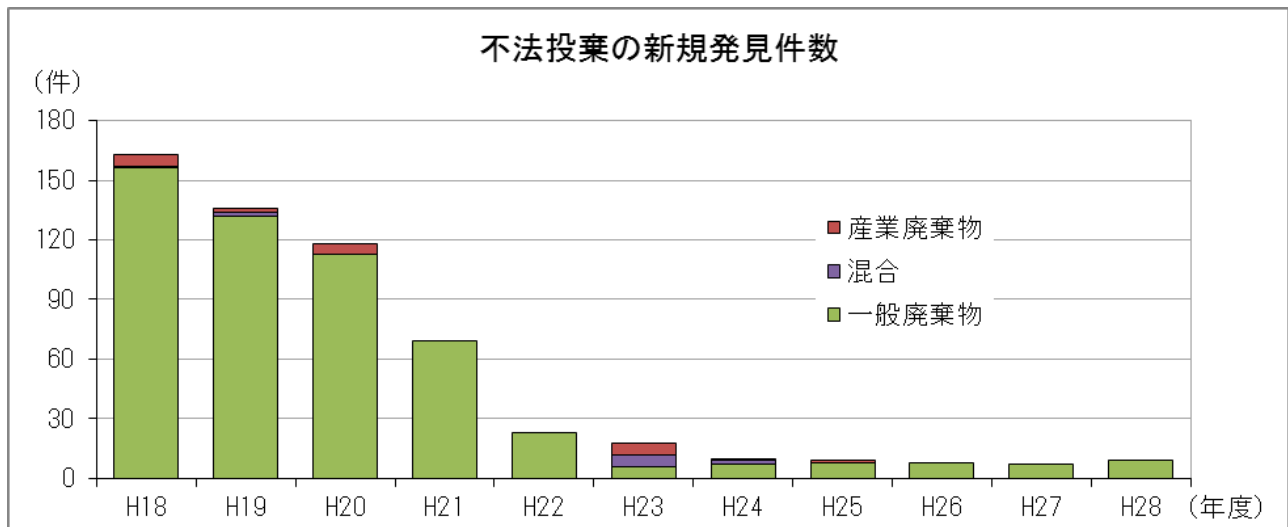
ごみ減量行動計画 第2期 目標の達成状況

区 分		H21実績	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人 口			34,558人	34,080人	33,773人	33,585人	33,381人
家庭系1人1日平均排出量 （資源物含む）	計 画		450 g	440 g	430 g	420 g	410 g
	実 績	460 g	444 g	440 g	441 g	450 g	443 g
家庭系資源物化率	計 画		34.0%	36.0%	38.0%	40.0%	42.0%
	実 績	31.9%	30.1%	29.4%	28.2%	27.2%	26.2%
事業系燃やせるごみ（年）	計 画		2,170 t	2,170 t	2,170 t	2,170 t	2,170 t
	実 績	2,165 t	2,164 t	2,133 t	2,228 t	2,122 t	2,151 t
（参考）家庭系の全量	計 画		5,676 t	5,473 t	5,301 t	5,149 t	5,027 t
	実 績	5,849 t	5,596 t	5,474 t	5,440 t	5,518 t	5,400 t

ごみ減量行動計画 第3期 目標の達成状況

区 分		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
人 口（人口推計）		33,222人	32,798人	32,511人	32,224人	31,928人
ごみ総排出量	計 画	7,396 t	7,286 t	7,253 t	7,237 t	7,162 t
	実 績	7,388 t				
家庭系ごみ排出量	計 画	5,347 t	5,258 t	5,245 t	5,249 t	5,194 t
	実 績	5,206 t				
家庭系1人1日あたり ごみ排出量	計 画	443 g	439 g	440 g	443 g	444 g
	実 績	429 g				
事業系ごみ排出量	計 画	2,049 t	2,028 t	2,008 t	1,988 t	1,968 t
	実 績	2,182 t				

● 不法投棄の状況



(単位: 件)

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
産業廃棄物	6	2	5	0	0	6	1	1	0	0	0
混 合	1	2	0	0	0	6	2	0	0	0	0
一般廃棄物	156	132	113	69	23	6	7	8	8	7	9

種類別不法投棄発見件数

(単位: 件)

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
家電4品目	19	8	29	11	0	0	1	0	3	5	0
その他家電	17	17	24	4	2	0	2	1	3	6	3
家庭ごみ等	62	59	39	39	30	12	26	6	0	8	0
空き缶・空き瓶	20	12	8	3	100	0	0	0	0	0	4
タイヤ	16	11	16	8	17	0	0	2	0	0	1
自動車・バイク	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
自転車	11	7	6	3	0	0	0	0	0	0	0
その他一般廃棄物	71	61	76	39	53	12	5	6	8	0	9
産業廃棄物	5	4	2	0	0	0	0	1	0	0	0
合 計	223	180	201	108	108	25	34	16	14	19	17

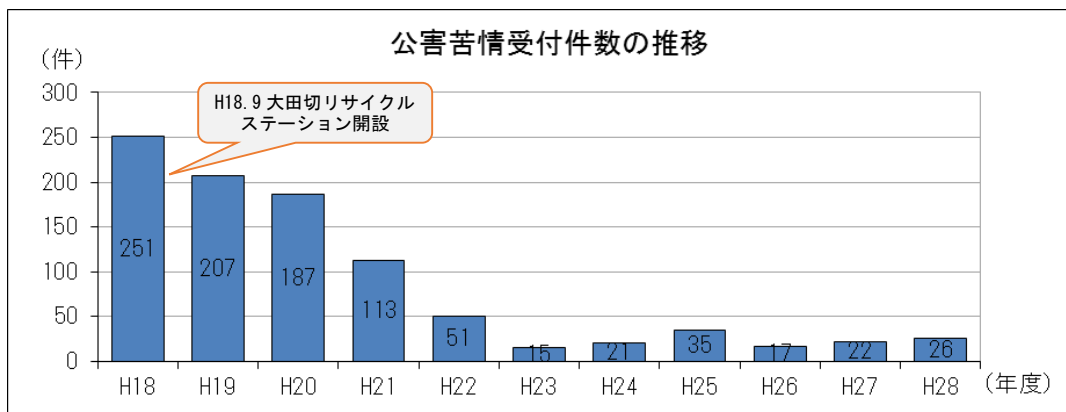
3 公害苦情

● 公害苦情受付状況

公害苦情件数の推移

区 分	年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総 数	受 付	251	207	187	113	51	15	21	35	17	22	26
	内解決	(251)	(207)	(187)	(113)	(51)	(15)	(21)	(35)	(17)	(22)	(26)
① 大気汚染	受 付	33	32	36	13	19	7	6	12	5	8	12
	内解決	(33)	(32)	(36)	(13)	(19)	(7)	(6)	(12)	(5)	(8)	(12)
② 水質汚染	受 付	31	9	15	21	3	2	4	6	2	4	2
	内解決	(31)	(9)	(15)	(21)	(3)	(2)	(4)	(6)	(2)	(4)	(2)
③ 土壌汚染	受 付	4	2	0	7	1	0	1	1	1	0	0
	内解決	(4)	(2)	(0)	(7)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
④ 騒音	受 付	5	7	5	2	1	0	0	4	1	2	3
	内解決	(5)	(7)	(5)	(2)	(1)	(0)	(0)	(4)	(1)	(2)	(3)
⑤-2 低周波騒音	受 付	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑤ 振動	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑥ 地盤沈下	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑦ 悪臭	受 付	7	7	6	0	0	0	0	3	0	1	0
	内解決	(7)	(7)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)
⑧ 日照権	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑨ 通風権	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑩ 光害	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑪ 電波障害	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑫ 土砂散乱	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑬ 土砂流出	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑭ 一般廃棄物	受 付	159	135	123	69	25	6	10	9	8	7	9
	内解決	(159)	(135)	(123)	(69)	(25)	(6)	(10)	(9)	(8)	(7)	(9)
⑮ 産業廃棄物	受 付											
	内解決											
⑯ ふん・尿害	受 付	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑰ 害虫等発生	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑱ 火災の危険	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑲ 動物死骸放置	受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑳ その他	受 付	11	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	(11)	(15)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

※ ⑭は主に不法投棄の件数



4 大気環境

● 大気の状態

大気測定結果（県調査）

測定地点：伊那合同庁舎

年 度	二酸化硫黄 年平均値（ppm）	二酸化窒素 年平均値（ppm）	光化学オキシダント 年平均値（ppm）	浮遊粒子状物質 年平均値（mg／m ³ ）
平成13年度	0.005	0.012	0.029	0.021
平成14年度	0.004	0.012	0.031	0.017
平成15年度	0.004	0.012	0.033	0.018
平成16年度	0.003	0.012	0.034	0.017
平成17年度	0.004	0.011	0.035	0.017
平成18年度	0.004	0.013	0.030	0.017
平成19年度	0.003	0.009	0.030	0.015
平成20年度	0.004	0.008	0.035	0.014
平成21年度	0.003	0.010	0.035	0.013
平成22年度	0.003	0.011	0.036	0.012
平成23年度	0.003	0.011	0.029	0.021
平成24年度	0.003	0.010	0.036	0.017
平成25年度	0.003	0.008	0.035	0.018
平成26年度	0.003	0.006	0.035	0.018
平成27年度	0.005	0.007	0.035	0.013
平成28年度	0.001	0.007	0.036	0.012

資料：長野県水大気環境課

○ 大気の汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正 平成13年4月20日環境省告示第30号）

物 質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg／m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg／m ³ 以下であること。

● 交通騒音の状況

自動車交通騒音調査結果

年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	環境基本法 環境基準	騒音規制法 要請限度
測 定 場 所	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	昼間・夜間	環境基準	要請限度
国道153号（小町屋）	70 68	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号（福岡）	- -	73 70	74 71	73 69	71 67	71 67	67 59	67 59	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	69 64	68 64	66 62	68 63	68 62	68 62	- -	68 62	- -	- -	- -	65 59	- -	- -	- -	B類型	b区域
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	61 51	B類型	b区域
新春日街道（北割二区）	71 67	73 68	72 68	72 67	71 67	70 66	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	-
新春日街道（八幡原付近）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	73 67	71 65	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	-
国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	- -	- -	- 61	56 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	B類型	b区域
国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	- -	- -	- -	- 65	60 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（小町屋）	- -	- -	- -	- -	- 61	54 -	- -	- -	- -	- -	65 57	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	65 62	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	61 58	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	B類型	b区域
国道153号バイパス伊那方面行き（町二区）	- -	- -	- 61	55 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	B類型	b区域
国道153号バイパス伊那方面行き（町四区）	- -	- -	- -	- 66	61 -	- -	- -	- -	60 56	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（小町屋）	- -	- -	- -	- -	- 61	55 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 65	61 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	63 58	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	B類型	b区域
国道153号（北町）	- -	- -	- -	- -	- -	67 63	66 60	- -	65 58	- -	- -	- -	- -	- -	- -	B類型	b区域
古田切線（下平）	- -	- -	- -	- -	- 63	51 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	-
中央自動車道西宮線（北割一区切石）	- -	- -	- -	- -	- 63	51 -	- -	- -	- -	61 61	- -	- -	- -	- -	- -	-	-
中央自動車道西宮線（南割区）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	66 66	- -	- -	- -	- -	-	-
県道駒ヶ根長谷線（東町）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	60 51	- -	- -	C類型	c区域
県道駒ヶ岳公園線（中央）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	59 49	- -	C類型	c区域
県道栗林宮田停車場線（東伊那）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	61 50	-	-

※ 基準適用外である新春日街道及び古田切線を除き、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当。

資料：駒ヶ根市生活環境課

環境基準超過 環境基準及び要請限度超過

地域評価（面的評価）結果

年 度	評 価 箇 所	評価区間全体①+②			近接空間①			非近接空間②		
		戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)	戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)	戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)
平成15年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	56	0	1	19	0	0	37	0	1
平成16年	国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	18	0	0	6	0	0	12	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（町二区）	15	0	0	4	0	0	11	0	0
平成17年	国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	12	0	0	3	0	0	9	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（町四区）	19	0	0	8	0	0	11	0	0
平成18年	国道153号飯田方面行き（福岡）	63	17	18	22	16	16	41	1	2
	国道153号伊那方面行き（福岡）	33	6	11	12	6	6	21	0	5
平成19年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 国道方面行き（上穂北）	13	0	0	4	0	0	9	0	0
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 駒ヶ根IC方面行き（上穂北）	41	0	0	13	0	0	28	0	0
平成20年	国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	27	0	0	9	0	0	18	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	11	0	0	2	0	0	9	0	0
平成21年	国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	22	0	0	6	0	0	16	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	15	0	0	3	0	0	12	0	0
平成24年	一般国道153号（旧道）	285	0	0	117	0	0	168	0	0
	一般国道153号（伊南バイパス）	230	0	0	69	0	0	161	0	0
平成25年	中央自動車道西宮線	46	0	2	14	0	0	32	0	2
	一般国道153号	435	0	0	203	0	0	232	0	0
平成26年	中央自動車道西宮線	34	0	9	12	0	3	22	0	6
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	173	0	0	45	0	0	128	0	0
平成27年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（東町）	361	0	0	190	0	0	171	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中央）	93	0	0	45	0	0	48	0	0
平成28年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	59	0	1	36	0	0	23	0	1
	県道栗林宮田停車場線（東伊那）	34	0	0	16	0	0	18	0	0

資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

地域の類型	基 準 値		類型をあてはめる地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

（注）

- 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- （注）評価手法は、等価騒音レベル（L A e q）とする。

○ 騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成 11 年 3 月 25 日県告示第 182 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	A	A	A	A		B	B	B			C	C	C	C			駒ヶ根市が告示

○ 騒音規制法に基づく規制基準等（抜粋）

1 規制基準等

- 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号）

時間の区分 区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

（備考）

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度という。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

- 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）（平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号）

区域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において「幹線道路を担う道路に近接する区域」については上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
75 デシベル	70 デシベル

（備考）

- 1 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ・ 2 車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

2 指定地域

● 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	1	1		2	2	2	2	2			3	3	3		4			駒ヶ根市が告示

（備考）

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の1、2、3及び4は、それぞれ第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を表す。
- 指定状況は平成26年3月31日現在

● 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示

（備考）

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中のa、b、及びcは、それぞれa区域、b区域、及びc区域を表す。
- 指定状況は平成26年3月31日現在

5 水環境

● 河川等の水質状況

平成 28 年度 市内河川・湖沼水質測定結果

水質測定の各項目ごと、環境基準の値（目標値）に照らし合わせて現状を捉えました。

〔環境基準とは〕

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準としてとして定められた行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。

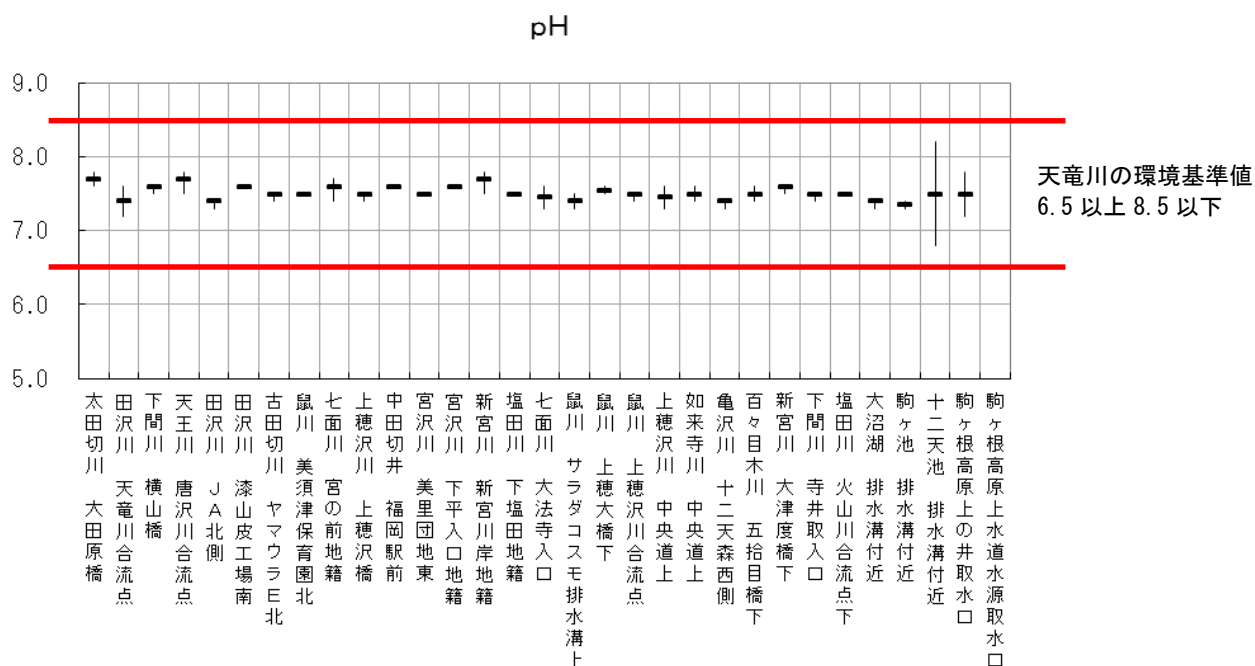
また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

(環境省 HP 参照)

- ・ 縦棒の上下は最大値と最小値を示し、— 印は平均値を示しています。
- ・ 測定値が $0.5\text{mg}/\text{Q}$ 未満または $1\text{mg}/\text{Q}$ 未満の場合は、 $0.5\text{mg}/\text{Q}$ または $1\text{mg}/\text{Q}$ としています。

pH（水素イオン濃度）

河川の pH は、**6.5～8.5** が適正とされており、pH 7 が中性、これより数値が高いとアルカリ性、低いと酸性であることを示します。調査対象河川、湖沼の pH は**全ての箇所ですべての範囲内**であり、生物の生息等にも適した状態と言えます。

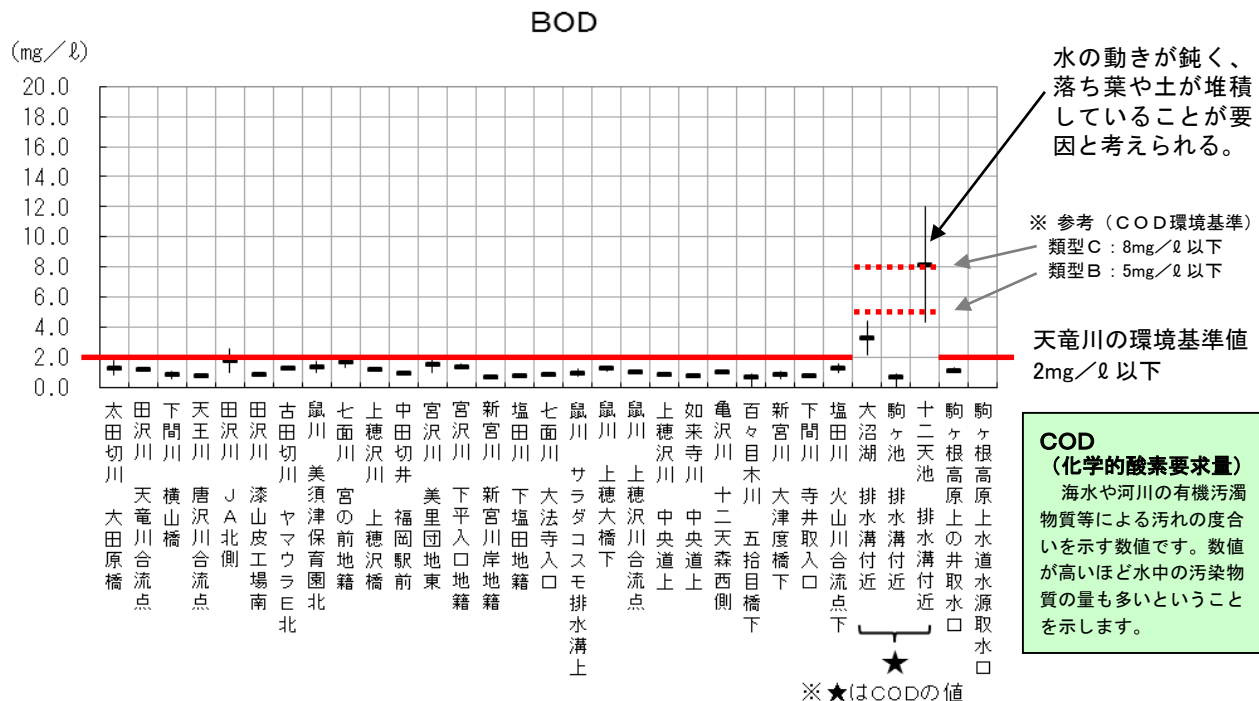


BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物が水中の有機物等を分解するために必要とする**酸素の量**です。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、一般的にはこの数値が大きいほど川が汚れていることになります。

調査対象河川は、全て**年平均 2mg/ℓ以下**となっています。また、その多くが**年平均 1mg/ℓ未満**を示しており、この数値は人の手が入っていないきれいな河川と同等の水質だと言えます。

【参考】 BODの年平均値 天竜川 伊那市中央橋付近 1.6 吉瀬ダム上流付近 1.3 ※ H27 長野県調

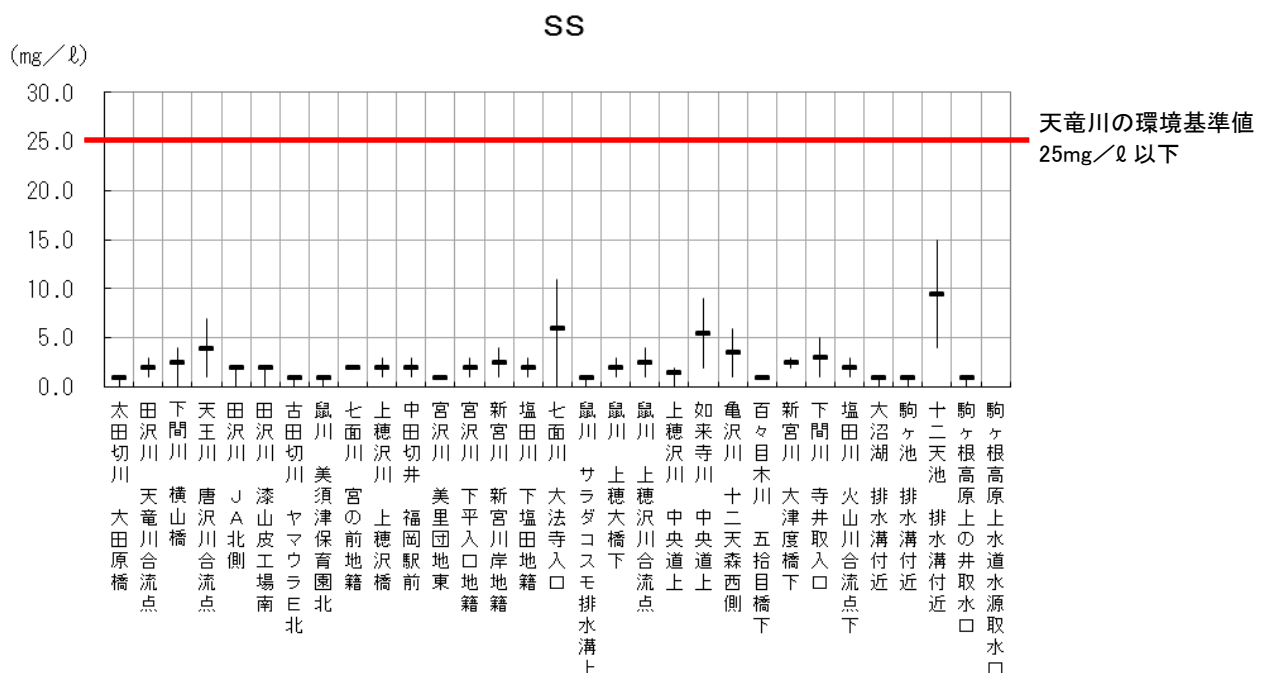


SS（浮遊物質質量）

粒径2mm以下で、**水中を漂っている物質の量**で、土や石の微粒子・プランクトンやその死骸、下水・工場排水などに含まれる沈殿物などです。これが多いと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。

調査対象河川、湖は、十二天池排水溝付近を除き**年平均 10mg/ℓ未満**であり、河川的环境基準の目標値 25mg/ℓ以下、湖の目標値 15mg/ℓ以下を達成しています。

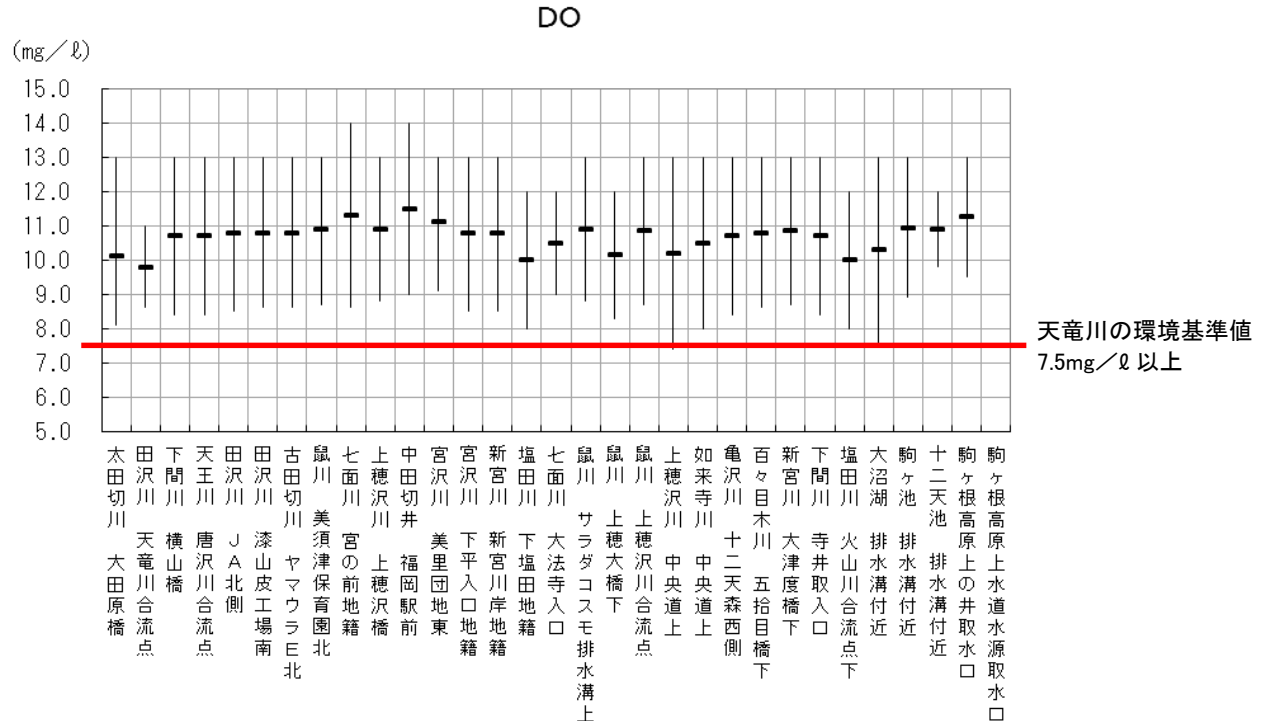
【参考】 SSの年平均値 天竜川 伊那市中央橋付近 12 吉瀬ダム上流付近 20 ※ H27 長野県調査



DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量です。水中の酸素が少なくなると数値が低下し、3mg/ℓ以下になると悪臭が発生したり、魚介類等の生物が窒息死したりします。

調査対象河川、湖沼は全て年平均9mg/ℓ以上で、生物の生息に十分な酸素が含まれていると言えます。



生活環境の保全に関する項目の測定地点別環境基準達成状況（平成28年度）

測定地点名	pH			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			DO(mg/ℓ)		
	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値
天竜川水系 4 河川	7.6	7.8	7.7	0.8	1.8	1.3	△1	1.0	1.0	8.1	13.0	10.1
田沢川 天竜川合流点	7.2	7.6	7.4	1.1	1.3	1.2	1.0	3.0	2.0	8.6	11.0	9.8
下間川 横山橋	7.5	7.6	7.6	0.6	1.1	0.9	△1	4.0	2.5	8.4	13.0	10.7
天王川 唐沢川合流点	7.5	7.8	7.7	0.8	0.8	0.8	1.0	7.0	4.0	8.4	13.0	10.7
田沢川 J A 北側	7.3	7.4	7.4	1.0	2.6	1.8	△1	2.0	2.0	8.5	13.0	10.8
田沢川 漆山皮工場南	7.6	7.6	7.6	0.7	1.0	0.9	△1	2.0	2.0	8.6	13.0	10.8
古田切川 ヤマウラエ北	7.4	7.5	7.5	1.2	1.3	1.3	△1	1.0	1.0	8.6	13.0	10.8
鼠川 美須津保育園北	7.5	7.5	7.5	1.0	1.7	1.4	△1	1.0	1.0	8.7	13.0	10.9
七面川 宮の前地籍	7.4	7.7	7.6	1.3	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0	8.6	14.0	11.3
上穂沢川 上穂沢橋	7.4	7.5	7.5	1.2	1.2	1.2	1.0	3.0	2.0	8.8	13.0	10.9
中田切川 福岡駅前	7.6	7.6	7.6	0.8	1.1	1.0	1.0	3.0	2.0	9.0	14.0	11.5
宮沢川 美里団地東	7.5	7.5	7.5	1.0	1.9	1.5	1.0	1.0	1.0	9.1	13.0	11.1
宮沢川 下平入口地籍	7.6	7.6	7.6	1.2	1.6	1.4	1.0	3.0	2.0	8.5	13.0	10.8
新宮川 新宮川岸地籍	7.5	7.8	7.7	0.6	0.7	0.7	1.0	4.0	2.5	8.5	13.0	10.8
塩田川 下塩田地籍	7.5	7.5	7.5	0.7	0.9	0.8	1.0	3.0	2.0	8.0	12.0	10.0
七面川 大法寺入口	7.3	7.6	7.5	0.8	0.9	0.9	△1	11.0	6.0	9.0	12.0	10.5
鼠川 サラダコスモ排水溝上	7.3	7.5	7.4	0.7	1.2	1.0	△1	△1	1.0	8.8	13.0	10.9
鼠川 上穂大橋下	7.5	7.6	7.6	1.1	1.4	1.3	1.0	3.0	2.0	8.3	12.0	10.2
鼠川 上穂沢川合流点	7.4	7.5	7.5	1.0	1.0	1.0	1.0	4.0	2.5	8.7	13.0	10.9
上穂沢川 中央道上	7.3	7.6	7.5	0.8	0.9	0.9	△1	2.0	1.5	7.4	13.0	10.2
如來寺川 中央道上	7.4	7.6	7.5	0.7	0.9	0.8	2.0	9.0	5.5	8.0	13.0	10.5
亀沢川 十二天森西側	7.3	7.4	7.4	0.9	1.0	1.0	1.0	6.0	3.5	8.4	13.0	10.7
百々目川 五拾目橋下	7.4	7.6	7.5	△0.5	0.9	0.7	1.0	1.0	1.0	8.6	13.0	10.8
新宮川 大津度橋下	7.5	7.6	7.6	0.6	1.1	0.9	2.0	3.0	2.5	8.7	13.0	10.9
下間川 寺井入口	7.4	7.5	7.5	0.7	0.8	0.8	1.0	5.0	3.0	8.4	13.0	10.7
塩田川 火山川合流点下	7.5	7.5	7.5	1.0	1.6	1.3	1.0	3.0	2.0	8.0	12.0	10.0
大沼湖 排水溝付近	7.3	7.4	7.4	2.2	4.4	3.3	△1	1.0	1.0	7.5	13.0	10.3
駒ヶ池 排水溝付近	7.3	7.4	7.4	△0.5	0.9	0.7	△1	1.0	1.0	8.9	13.0	11.0
十二天池 排水溝付近	6.8	8.2	7.5	4.3	12.0	8.2	4.0	15.0	9.5	9.8	12.0	10.9
駒ヶ根高原上の井取水口	7.2	7.8	7.5	1.0	1.3	1.2	△1	△1	1.0	9.5	13.0	11.3
駒ヶ根高原上水道水源取水口												
参考 環境基準（A 類型 天竜川）	6.5以上8.5以下			2mg/ℓ以下			25mg/ℓ以下			7.5mg/ℓ以上		

※ 注1：年2回の測定結果である。

注2：測定値が0.5mg/ℓ未満または1mg/ℓ未満の場合は、0.5mg/ℓまたは1mg/ℓとして平均値の計算をしている。

注3：市内主要湖沼のBOD欄はCODの測定値である。

注4：参考として天竜川（三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）の環境基準値を掲載した。下線はその基準値を超過した数値である。

参考 平成28年度県調査結果

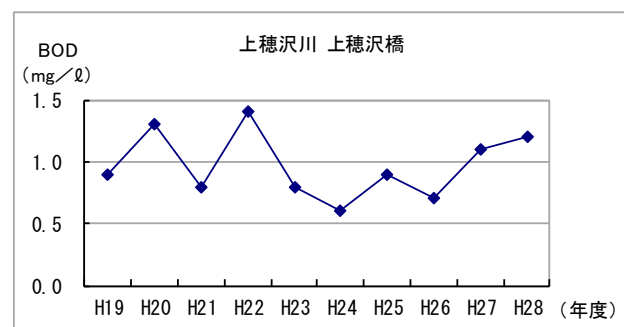
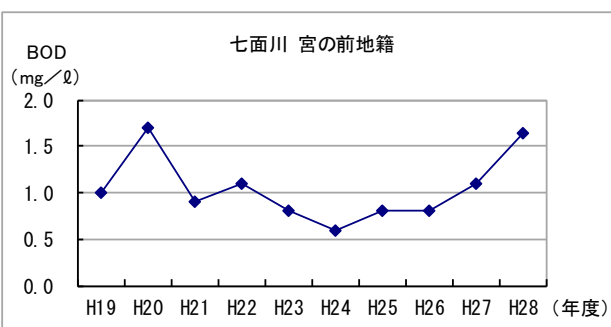
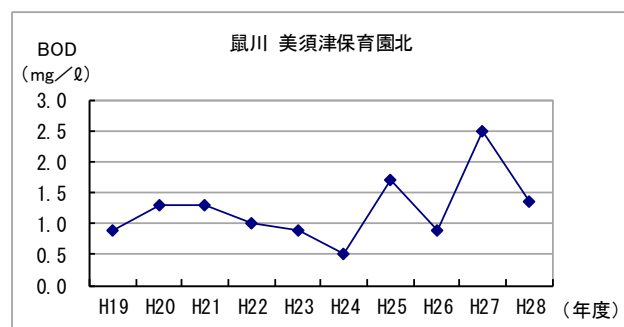
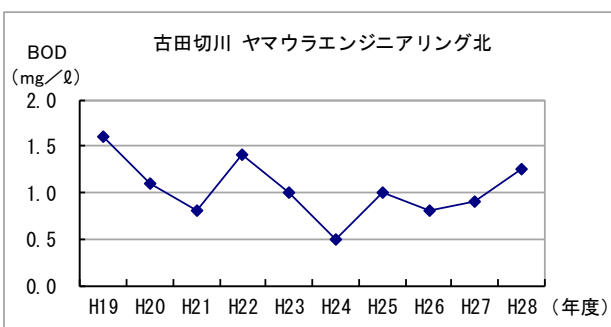
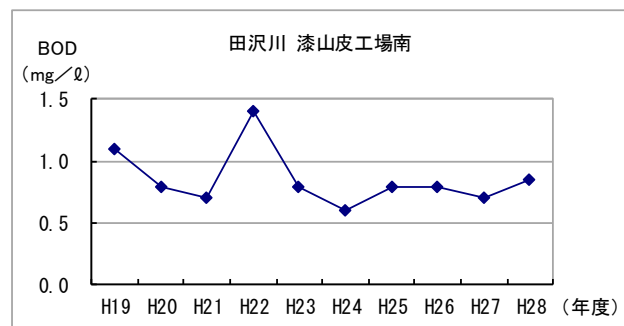
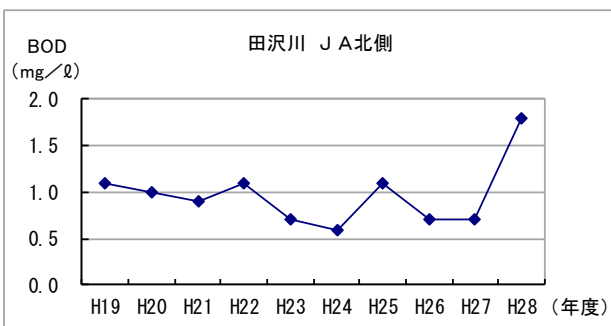
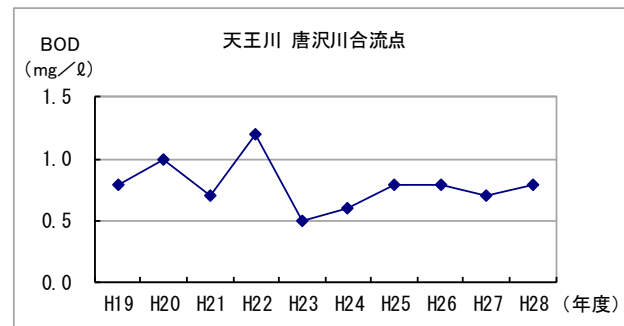
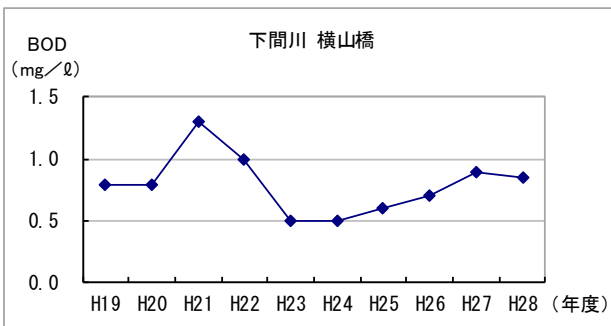
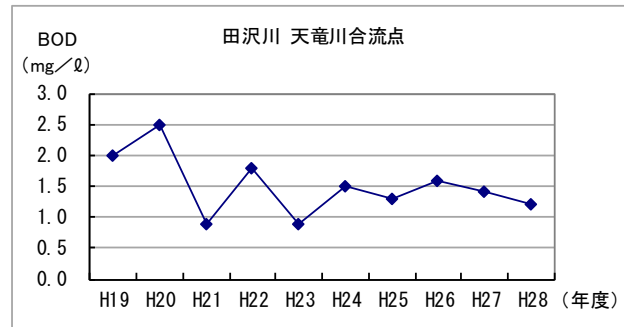
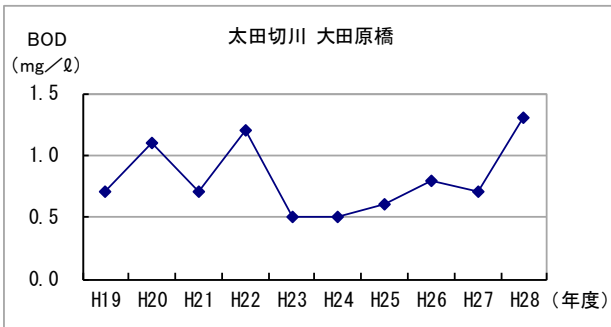
測定地点名	pH		BOD(mg/ℓ)		SS(mg/ℓ)		DO(mg/ℓ)	
	最小値	最大値	75%値	年平均値	最小値	最大値	最小値	最大値
天竜川 吉瀬ダム上（A 類型）	7.7	8.3	0.9	0.7	3.0	15	7	8.4

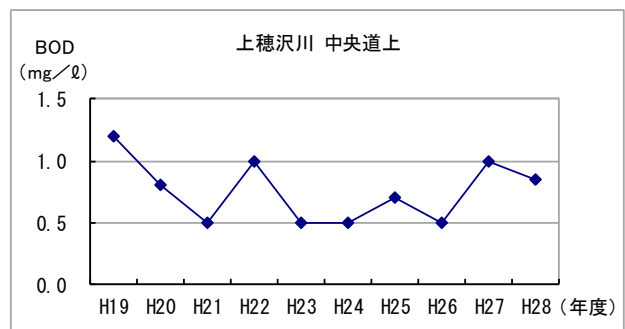
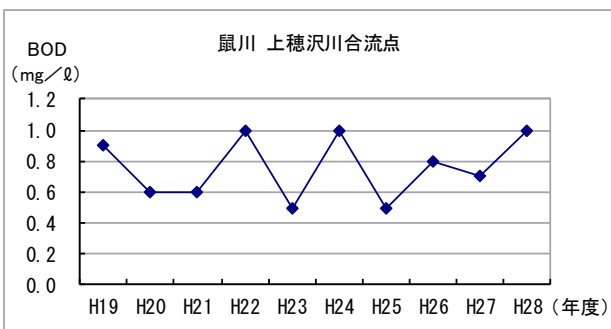
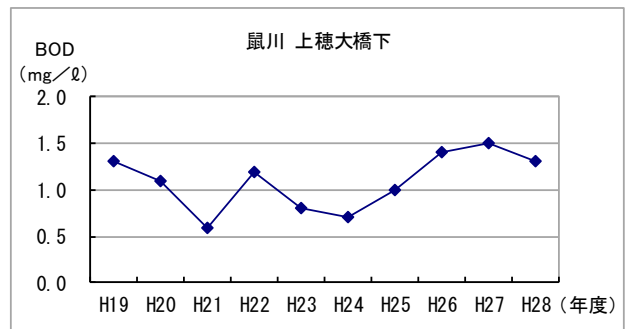
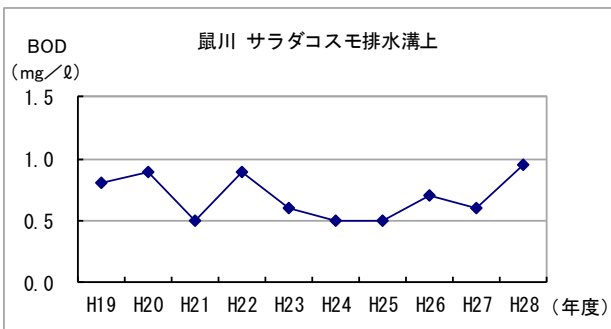
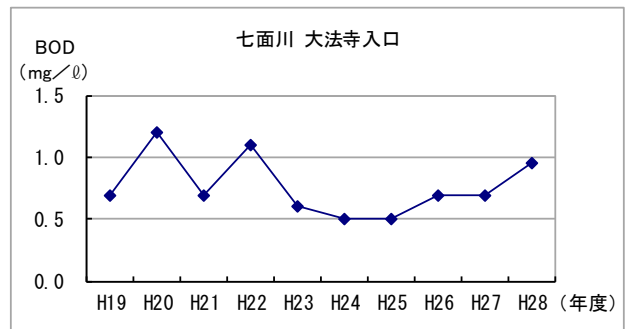
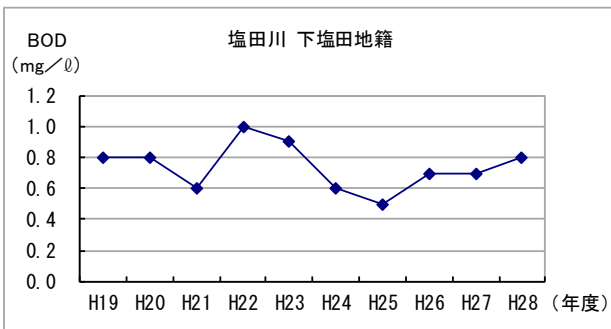
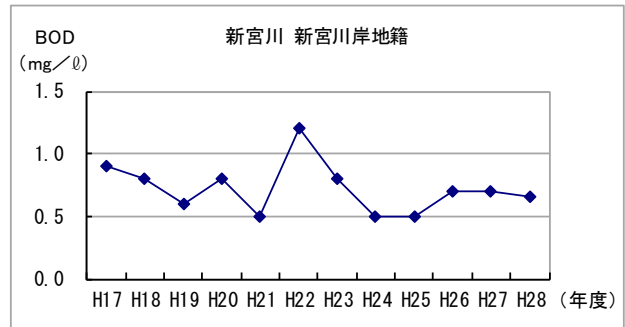
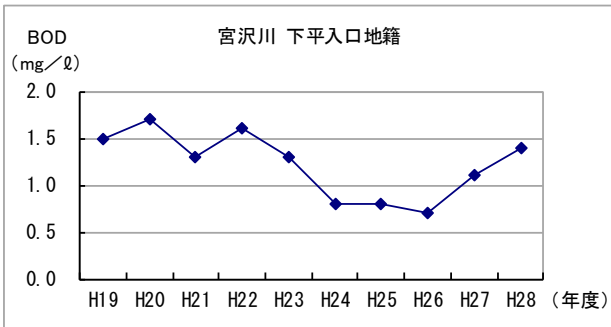
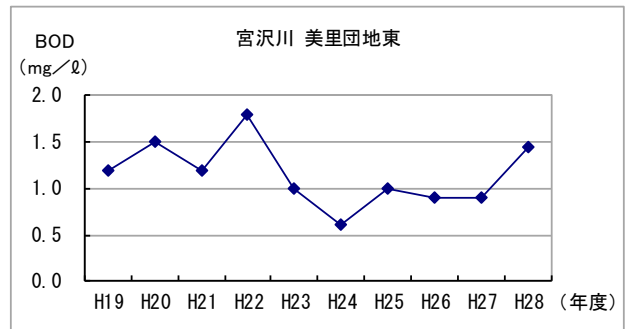
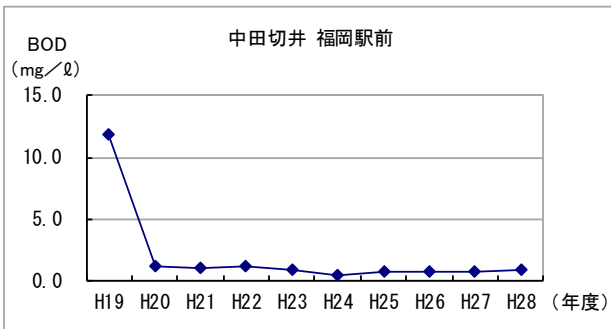
市内水質検査測定地点のBOD（生物化学的酸素要求量）の推移

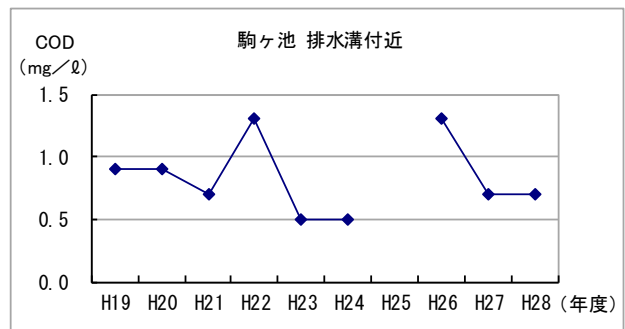
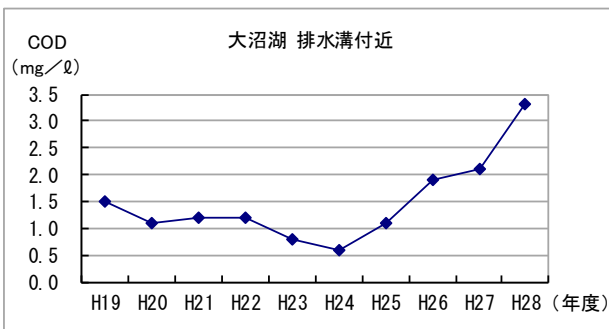
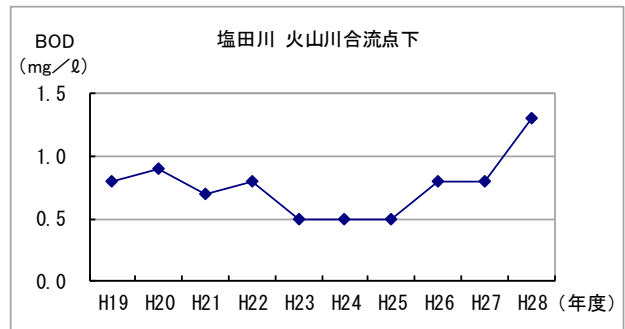
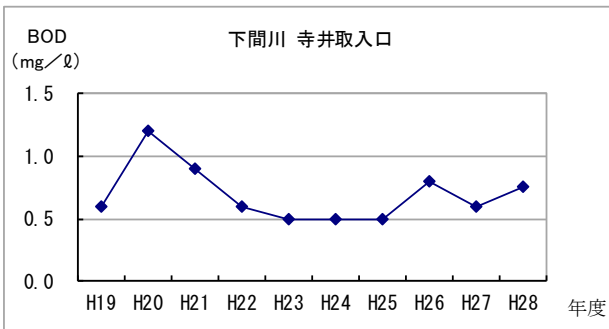
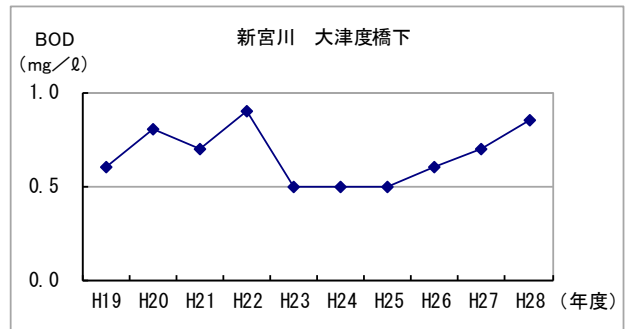
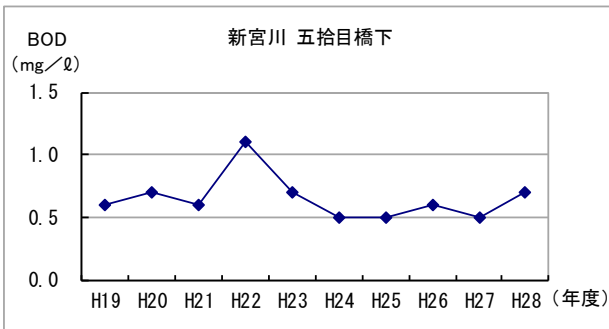
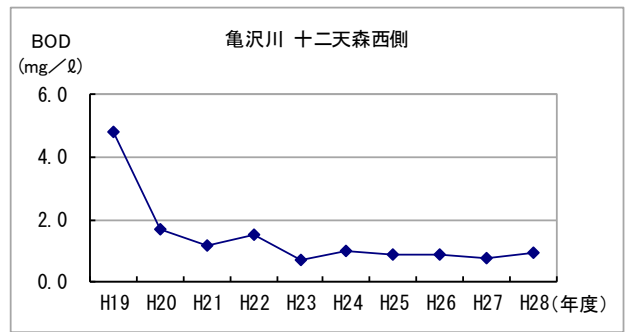
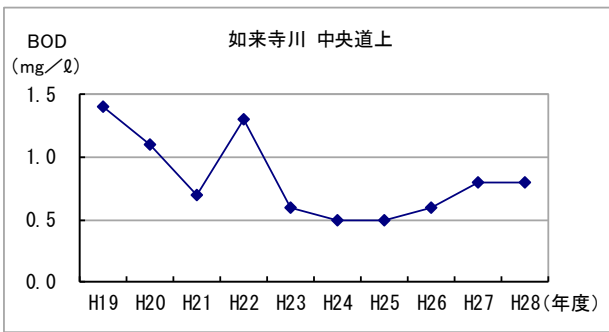
注1 年2回又は4回測定の間平均値である。

注2 測定値が0.5mg/ℓ未満の場合は、0.5mg/ℓとして平均値を算出している。

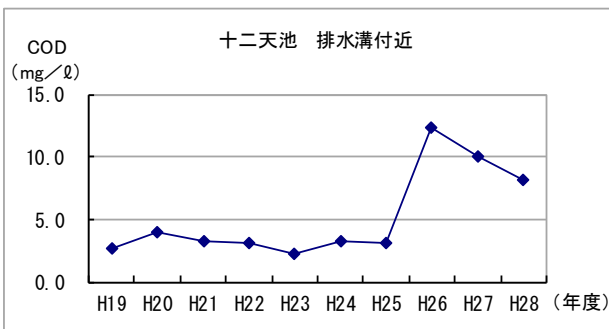
※ 十二天池 排水溝付近以外は、天竜川の環境基準値である2.0mg/ℓ以内である。







※ H25年度湖床工事のためデータなし



資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号)

1 河川

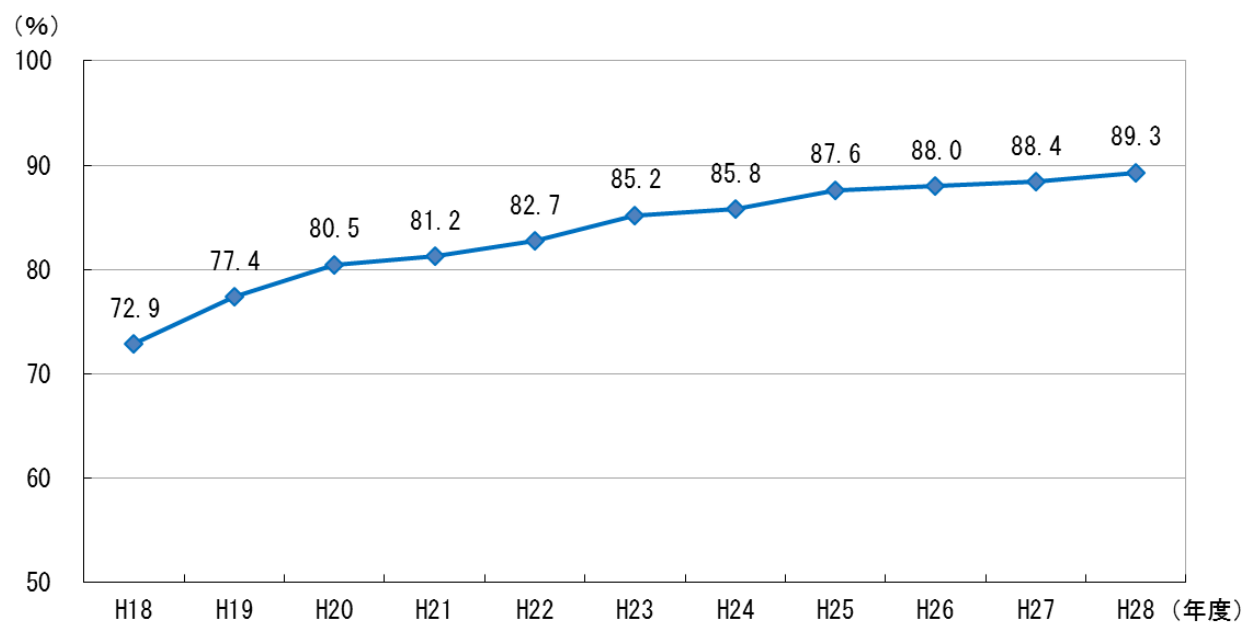
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		省略					

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	化学的酸素 要求量 (C O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		省略					

● 水洗化の状況

水洗化率の推移（公共下水道＋農集排＋合併浄化槽）



資料：駒ヶ根市上下水道課

6 自然環境

● 土地利用状況

地目別土地面積の推移

(単位：km²)

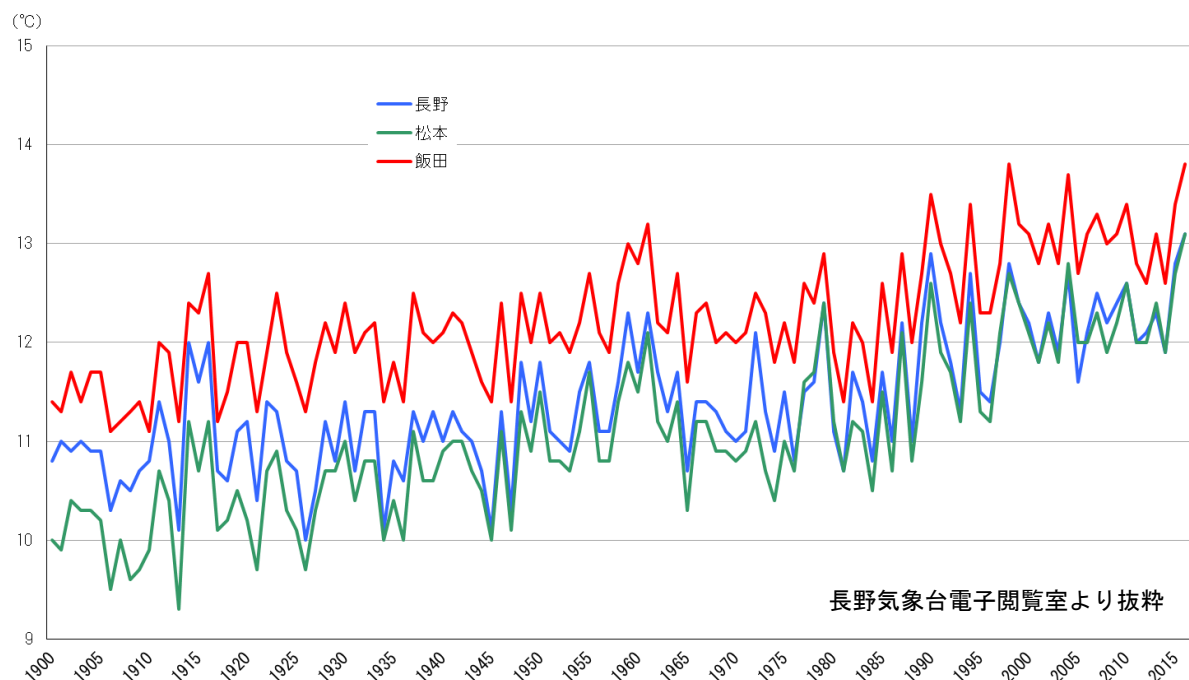
年度	総面積	課税対象地							非課税地
		計	田	畑	住宅	山林	原野	その他	
昭和45.1.1	163.53	61.28	18.62	8.00	2.66	19.67	12.13	0.20	102.25
50.1.1	163.53	56.06	18.24	6.98	3.59	16.18	10.83	0.24	107.47
55.1.1	163.53	55.97	18.08	6.41	4.08	16.05	10.74	0.61	107.56
60.1.1	163.53	56.89	18.06	5.92	4.88	18.10	9.02	0.91	106.64
平成 2.1.1	165.92	56.75	18.01	5.51	5.43	17.74	8.70	1.36	109.17
7.1.1	165.92	56.42	17.62	4.81	6.31	17.42	8.64	1.62	109.50
12.1.1	165.92	56.26	17.08	4.25	7.14	17.58	8.67	1.54	109.66
17.1.1	165.92	55.65	16.53	3.95	7.55	17.09	8.67	1.86	110.27
18.1.1	165.92	55.04	16.32	3.99	7.59	16.65	8.64	1.85	110.88
19.1.1	165.92	55.05	16.25	3.96	7.69	16.63	8.66	1.86	110.87
20.1.1	165.92	55.07	16.14	3.93	7.83	16.64	8.68	1.85	110.85
21.1.1	165.92	55.11	16.09	3.92	7.90	16.63	8.73	1.84	110.81
22.1.1	165.92	55.13	16.07	3.91	7.97	16.62	8.73	1.83	110.79
23.1.1	165.92	55.15	16.04	3.91	8.01	16.62	8.73	1.84	110.77
24.1.1	165.92	55.07	16.01	3.91	8.03	16.58	8.70	1.84	110.85
25.1.1	165.92	55.08	15.97	3.90	8.08	16.59	8.69	1.85	110.84
26.1.1	165.92	55.00	15.96	3.88	8.12	16.54	8.65	1.85	110.92
27.1.1	165.86	55.00	15.93	3.87	8.14	16.53	8.65	1.88	110.86
28.1.1	165.86	55.00	15.88	3.82	8.15	16.63	8.60	1.92	110.86
29.1.1	165.86	54.88	15.83	3.79	8.19	16.61	8.51	1.95	110.98

(注) 市の総面積：平成26年10月1日変更
宮田村との境界一部未定

資料：駒ヶ根市税務課（概要調査）

● 気象状況

県内各地の平均気温の推移



Ⅳ 環境指標の評価（目標達成進捗状況）

長期 目標	目標項目				現状値（進捗状況）												目標値
					H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	
1-1 省エネルギー・新エネルギーをすすめるよう	1	二酸化炭素排出量削減		現状値 H2(1990)	目標値 H24(2012)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H25 (2013)
		①	排出量(t-CO2)	197,793	185,925 (1990比-6%)	276,247	277,318	275,982	261,507	255,091	260,943	268,534	267,943	257,108	251,701	251,204	(H24) 185,925
		②	1人当たり排出量 (t-CO2)	6.04	5.68 (1990比-6%)	8.03	8.03	7.96	7.54	7.47	7.95	7.99	7.86	7.61	7.49	7.53	(H24) 5.68
	2	環境家計簿モニター世帯				0世帯	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	500世帯
	3	省エネ取組登録事業所				0事業所											50事業所
	4	省エネ事例集の作成・追加（省エネ事例等のPR）				年0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年1回
	5	市内一斉ライトダウンキャンペーンの実施				年0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年1回
	6	省エネ診断士（駒ヶ根版）制度をつくる				0											1（作成）
	7	太陽光発電システム設置世帯（補助件数・累計）				189世帯	208	226	260	392	573	768	923	1,066			2,400世帯
	8	公共施設の太陽光発電、太陽熱利用設備の設置				0箇所	0	4	9	12	18	28	29	29	29	31	10箇所
	9	公共施設への改良型ベレットストーブ設置台数				10台	14	18	20	22	22	22	22	22	22	22	22
1-2 地球にやさしい交通をすすめるよう	10	家庭へのベレットストーブ設置台数					2	4	4	5	8	9	17	20	22	24	100件
	11	新エネを利用する車、農業など事業用機械等				0%											90%
	1	環境配慮歩道・歩車共存道路の整備 （基準づくりから。通学路等の優先度の高いものからなど）					0.7	0.8	2.6	3.8	4.4	5	5	5	5	5	新規延長 5km
	2	自転車専用道路等の整備（法改正による歩道内の自転車専用、また国・県施工を含めるなどの基準づくりから）				0km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新規延長 5km
	3	普通の駐輪場整備 （まずは整備の基準づくりから。民間施工管理を含める。）				0箇所 （市管理7箇所）	0 （市管理7）	0 （市管理7）	0 （市管理7）	0 （市管理15）	0 （市管理16）	0 （市管理16）	0 （市管理16）	0 （市管理16）	0 （市管理16）	0 （市管理16）	新規整備 5箇所
	4	こまちゃん自転車などの貸出し拠点の整備				0箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2箇所
	5	ノーマイカー通勤等参加事業所							2	2	3	2	2	2	1	0	40事業所
1-3 活動に配慮した公共事業・事業	6	こまちゃんバスの通勤・通学への利用路線拡大 （平成25年5月こまちゃんバス廃止）				(2路線)	0	0	0	0	0	0				5路線	
	7	エコドライブ講習会					1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	50回
	1	環境マネジメントシステムの取組事業所 （ISO14001、エコアクション21など）				24事業所	29	29	29	29	31	31	32	39	39	39	50事業所
	2	環境に配慮した事業者のネットワーク参加事業所					13	13	13	13	13	13	13	18	18	18	100事業所
	3	環境配慮実践事業者の誘致数 （基準づくりから）					1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	5事業所
	4	市職員環境研修会の開催数					0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10回
	5	環境配慮型公共事業・環境配慮契約の件数 （マニュアルづくりから）															10件

長期 目標	目 標 項 目		現 状 値（進 捗 状 況）											目 標 値		
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)		
や 使 さ い 捨 て で な い 、 製 品 を 選 ぶ 、 地 球 に	2-1	1	マイバッグ持参率	25.24%	34.24	45.80	46.80	51.80	56.80	54.62	60.48	56.80	61.90	63.80	80.00%	
		2	環境に配慮した小売店等 （エコ商店認定基準づくりから）												20店	
		3	レジ袋減量等推進店の数	(70件)	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	200件
		4	エコイベントの数 （基準づくりから。把握は報告制等）	(1)	2	4	5	6	8	10	12	15	18	21	100	
う ず く を 出 し て 分 別 ・ 資 源 化 し よ	2-2	1	家庭系一人一日あたりの資源物・ごみ排出量	500.0 g	485.1	468.8	460.1	448.0	444.0	440.0	441.0	450.0	443.0	429.0	(H27) 410 g	
		2	家庭系分別資源化率	33.24%	33.12	31.62	31.92	31.37	30.06	29.39	28.24	27.22	26.15	25.29	(H27) 42%	
		3	生ごみ資源化世帯率 （全世帯の資源化を目指して）	24.59%	24.97	27.37	29.36	29.53	29.29	29.39	30.45	31.09	31.54	31.70	100%	
		4	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）年間排出量	2,664 t	2,832	2,534	2,165	2,157	2,164	2,133	2,228	2,122	2,151	2,182	(H27) 2,170 t	
		5	市役所本庁のごみ排出量 （可燃ごみ△75%、その他△5%）	28.2 t	23.9	25.2	20.8	22.8	20.0	22.6	19.2	22.0	21.8	22.2	(H27) 24.8 t	
し し 水 、 有 効 を に 大 活 用 に	2-3	1	市民一人あたりの水道使用量	年110㎡	110	106	105	105	104	104	103	101	102	117	年99㎡	
		2	雨水の有効利用（公共施設分）	2施設	2	2	2	2	2	3	5	5	5	5	10施設	
		3	家庭井戸水水質検査数	157件	152	125	167	144	164	117	135	150	110	111	160件/年	
せ る ま ち を つ く ろ う	3-1	公 害 苦 情 の 減 少	総数（不法投棄H27、7件を除く）	92件	72	64	44	26	9	10	26	9	15	17	0件	
			大気汚染	33件	32	36	13	19	7	6	12	5	8	12	0件	
			水質汚濁・土壌汚染	35件	11	15	28	4	2	4	7	3	4	2	0件	
			騒音・振動	6件	7	7	3	1	0	0	4	1	2	3	0件	
			悪臭・その他	18件	22	6	0	2	0	0	3	0	1	0	0件	
ろ い な な ま ち を い き づ け よ	3-2	1	不法投案件数	159件	135	123	69	25	18	10	9	8	7	9	0件	
		2	清掃活動実施者・団体数				29	31	60	67	78	76	66	78	100団体	
		3	ごみゼロ運動等への参加者（市内一斉河川清掃を除く）												5,000人/年	
く ろ う	3-3	1	災害に強い樹種で整備した防災緑地など		0	0	0	2	2	3	3	3	3	3	3	5箇所
		2	防災水路を兼ねた水辺の整備		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5箇所
多 様 な 生 物 を 守 ろ う	4-1	1	自然保護地区等の指定数	(1地区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3地区	
		2	希少な動植物を保全するための仕組みづくり	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1（作成）
		3	保護群落等の指定数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10箇所
		4	侵略的外来生物の駆除活動		5	10	25	35	45	78	112	131	151	182	100件	

長期 目標	目標項目		現状値（進捗状況）											目標値
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
ろう 自然 環境 に 配 慮 し た 景 観 ・ 緑 豊 か な 住 環 境 を つ く	4-2	1 自然セミナー、講演会等の年間開催数	0	1	3	2	1	2	1	1	1	2	2	1回／年
		2 緑のネットワーク機能の調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(調査)
		3 協働・里親的制度などによる街路樹や公園緑地などの整備・管理	22箇所 (うち里親2)	0	4	5	5	12	12	13	13	20	21	新規 10箇所
		4 地域の意見を聴いて整備した街路樹・公園緑地数		0	2	3	4	8	9	9	9	9	10	新規 3箇所
		5 都市公園の整備面積と箇所数	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	67.96ha 24箇所	67.96ha 24箇所	60ha 25箇所
		6 景観育成住民協定地区数	7地区	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	10地区
		7 道路を含めた公共施設の照明への配慮件数		0	0	0	4	4	5	6	6	6	11	50箇所
う 生 き 物 が 豊 か で、 遊 び た く な る 水 辺 を 復 活 さ せ よ	4-3	1 水辺の案校等の動植物に配慮した河川や水路（ピオトープ、親水拠点など）の整備	8箇所 うち学校3	0	0	0	1	1	1	1	1	2	3	新規 3箇所
		2 ゲンジボタルの生息地	2箇所	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4箇所
		3 ため池・湧水の水環境整備	(3箇所)	0	0	0	0	1	1	2	2	2	2	新規 4箇所
		4 天竜川へ流入する河川の天竜川合流部でのBOD（調査河川の最下流点の年間平均）	1.0mg／ℓ	1.0	1.2	0.9	1.3	0.7	1.4	0.6	1.6	1.3	0.7	0.5mg／ℓ
		5 水流入率（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽）	72.9%	77.4	80.5	81.2	82.6	85.1	85.8	87.6	88.0	88.4	89.3	95%
		6 河川清掃の年回数（一斉清掃以外に地域・愛護会など）		27	24	31	53	64	67	72	76	78	78	500回／年
		7 透水性舗装（歩道・車道）の整備（国県施工を含む。）		2	3	4	6	7	7	7	7	7	7	新規 10箇所
そ 身 近 な 森 林 を 守 り、 活 か	4-4	1 自然遊歩道の整備	(5箇所)	5	5	5	7	7	7	7	7	7	8	8箇所
		2 自然観察会回数		5	10	13	16	19	22	25	28	34	38	40回
		3 残したい自然マップの作成	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1 (早期作成)
		4 市民が行う里山などの保全活動	3件	6	10	14	15	17	19	20	22	22	24	200件
め る た く 環 境 に 配 慮 し て 農 業 を す す め る	4-5	1 エコファーマー認証取得農家数（農業生産法人を含む）	7人	13	14	15	7	7	7	4	4	0	0	37人
		2 学校給食の地産地消割合（地産＝上伊那圏域・カローベース）	46.80%	41.50%	49.40%	品目38.1% 重量46.8%	品目46.6% 重量61.1%	品目43.3% 重量54.2%	品目45.6% 重量55.8%	品目45.4% 重量55.7%	品目45.7% 重量55.6%	品目46.1% 重量56.0%	品目32.3% 重量43.6%	50%
		3 市民農園数・面積	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,814㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	5箇所 5,000㎡
や 環 境 を 活 か す こ ろ が あ ら わ る こ ろ	5-1	1 環境に関する市民や市民グループの連携の機会	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
		2 環境活動助成制度の実施（沿道水辺緑化事業、潤いのまちづくり事業を含む。）	28件	34	38	42	50	60	67	74	82	86	89	新規 300件
		3 エコポイント獲得者数（H26.12以降 えがポイントへ移行）	0人 (未実施)	0 (未実施)	0 (未実施)	983	5,302	8,402	10,769	12,450	13,981	15,842	17,493	2,000,000人
		4 エコポイント事業数（H26.12以降 えがポイントへ移行）	0事業 (未実施)	0 (未実施)	0 (未実施)	9	17	13	6	16	12	16	15	30事業

長期 目標	目標項目		現状値（進捗状況）											目標値
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
5-2 環境 情報 を 高 め よ	1	胸ヶ根市の環境レポート（白書）の作成・公表			0	1	1	1	1	1	1	2	2	1
	2	環境情報サービスの登録												500件
5-3 地 域 の コ ミ ュ ニ ティ を 大	1	コミュニティ単位で実施する特色ある環境活動		1	1	2	3	13	15	16	16	16	16	20件
	2	自治会等での環境関係イベントの開催件数					1	2	3	4	4	4	4	320件
	3	毎月5日のエコライフ推進デーの実施（年回数）	0回／年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12回／年
	4	毎月の推進テーマを決め、月単位に実施												毎年1
6-1 子 ど も た ち の 環 境 学 習 を す め よ	1	子どもたちが行う環境活動数		19	42	61	81	101	116	148	184	232	279	100件
	2	学校・保育園への環境サポーター等の出前環境講座	0回／年	0	0	0	14	9	7	7	2	2	0	10回／年
	3	子ども環境サミットへの参加者	0人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500人
	4	身近な生き物調査等の環境学習の実施		7	24	24	33	39	43	46	49	51	53	50回
	5	親子で親しむ環境教室の開催	0回	0	0	0	0	5	10	14	18	22	26	25回
	6	食育・菜園講座への参加者	0人	102	997	2,437	4,726	5,880	7,327	8,887	10,377	11,587	13,327	2,000人
6-2 市 民 の 環 境 学 習 を す め よ	1	環境サポーターの登録者数（制度創設から）												100人
	2	環境サポーターの活動数（制度創設から）												200回
	3	環境講座への参加者	140人	0	40	200	265	1,846	2,161	2,487	2,857	3,274	3,625	2,000人
	4	市民環境情報広場の利用者（広場設置から）					5,411	6,489	6,381	8,205	8,944	8,594	9,270	10,000人
	5	環境施設の見学会の回数	(4回)	5	6	7	8	9	10	11	14	17	20	40回
	6	環境施設の見学会への参加者（除く学校）	(70人) 除く学校	103	136	169	202	235	268	301	341	376	420	1,000人
	7	環境市民大学の開設（開設の検討から）												開設

V 平成 28 年度の概要と今後の取組み

平成 28 年度取組み評価と課題

● 地球環境

駒ヶ根市の温室効果ガス排出量 〔関連：P15、P34〕

固定価格買取制度により、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの発電容量が増加しているうえ、製造業を中心とした省エネ・節電などの取組み、省エネ家電普及などの要因により、駒ヶ根市域の温室効果ガス排出量の推計値は、平成 28 年度に続き減少しました。

また、中部電力管内の販売電力量はピーク時の平成 19 年度から比較し 11.4%、前年度対比 0.16%減少しており、省エネ、節電への取組みの効果は現れていると言えます。

引き続き、家庭や企業、公共施設等における省エネ・節電の取組み、省エネ性能の高い電気機器への買い換えの推進、家庭への太陽光パネル設置等自然エネルギー導入の促進を図るなど、今後も継続的にCO₂排出量の削減に務める必要があります。

再生可能エネルギー導入状況 〔関連：P3～P4〕

市内で最も導入が進んでいる太陽光発電については、平成 28 年度末時点において累計で約 25MWの施設が導入済みであり、この規模は市内の約 6 割弱の家庭の電力量を賄うことができる量となります。

このうち家庭用の施設となる 10kW未満の施設が占める割合は約 24%で、設置件数は 1,300 件程ですので、市内の約 1 割強の世帯で導入していることになります。

一方、小水力発電については、現在農業用水路を活用した市内 2 箇所の施設が稼働していますが、新宮川、鼠川の上流といった一級河川、普通河川でも民間の事業者により実施に向けての準備が進められています。

引き続きベースロード電源となる 24 時間発電が可能な再生可能エネルギー活用の新たな可能性について検討を進めていくとともに、家庭への自然エネルギー施設導入を促していく必要があります。

省エネルギー対策の推進 〔関連：P11～P12〕

省エネルギーの推進においては、長野県や長野県温暖化防止活動推進センターと連携して、信州省エネパトロール隊による省エネ診断や、えがおポイントを活かした独自の事業を通して啓発に取組み、意識の向上を図ることで、省エネルギー対策を進めていく必要があります。

● 廃棄物・リサイクル

ごみの減量化・資源化 〔関連：P5～P6、P16～P19〕

家庭系ごみは、平成 15 年度のごみ処理有料化以降、日頃のごみ分別や資源回収等の取組みにより、減少傾向で推移してきており、平成 28 年度もわずかながら前年よりも減少しました。また、ごみの総量が減少傾向にある中、不燃ごみの資源化量はほぼ横這いで推移しています。

一方、事業系可燃ごみについては前年と比較すると微増でしたが、総じて同水準で推移しています。

消費の拡大による経済の循環が重要とされる中、リユース・リデュース・リサイクルの 3R の実践

に積極的に取り組み、限られた資源を有効に活用することが大切です。

不法投棄の状況 〔関連：P7、P19〕

不法投棄件数については、平成28年度は一般廃棄物が9件でした。平成18年度の一般廃棄物、産業廃棄物など計159件と比較し、17分の1以下に減少しました。

環境だより等による啓発活動、パトロール員による巡回、区との連携による看板設置、警察との連携など、様々な活動が市民の意識高揚に繋がり、成果が現れており、引き続き不法投棄の発生抑制に繋がる施策の展開を図っていきます。

● 公害苦情

公害苦情受付状況 〔関連：P8、P20〕

平成19年度以降減少傾向にあり、平成23年度以降はほぼ同水準で推移しています。

平成28年度は、大気汚染12件、水質汚染2件、騒音3件、一般廃棄物9件の計26件となりました。

公害は未然に防止することが基本です。市民、事業者それぞれが環境保全に対する意識を高く持ち、公害の無いまちづくりを進めていきます。

● 大気環境

大気状況 〔関連：P21〕

長野県水大気環境課によると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定結果はいずれも環境基準値以内であり、年度における値の変化も僅かなものでした。（測定地点：伊那合同庁舎）

● 水環境

河川等の水質状況 〔関連：P8、P25～P32〕

市内主要河川・湖沼30箇所において、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量（湖沼についてはCOD（化学的酸素要求量））、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）の定点観測を行っています。

ほとんどは生物が生息や汚れ等についても問題の無い、良好な水質と言えますが、平成28年度は大沼湖排水口付近のCODが上昇しています。これは、時期による流入水量、貯水量の減少によるものと思われる、値としては問題のないレベルですが、今後の経過を見守っていく必要があります。

また、平成26年度に上昇した十二天池排水溝付近のCODが、ここ数年改善傾向にあります。引き続き水質の改善に努める必要があります。

● 自然環境

土地利用状況 〔関連：P33〕

地目別土地面積の推移は、長期的には農地が減少し、住宅地は増加傾向にあります。また、道路改良などにより、公共用地が増加傾向にあります。

地球温暖化が進み、将来的にも多くの危機が叫ばれる中、開発による生態系への影響に配慮しながら、自然環境の保全に努めていく必要があります。

気象状況 〔関連：P33〕

長野気象台による平均気温の推移によると、年ごとの変化はあるものの、総じて上昇傾向にあります。

駒ヶ根市第4次総合計画（環境関連抜粋）

重点プロジェクト（環境保全・自然エネルギー推進プロジェクト）

（８）豊かな自然との共生と景観づくり

「アルプスがふたつ映えるまち」に象徴される豊かな美しい自然は、全市民の宝であり、これが保たれていることは、全市民の願いであり、これを守ることは今に生きる私たちの責任です。

そしてこの雄大なアルプスから湧き出る豊かな水は、私たち共有の資源です。自然環境を保全するとともに、豊かな水を将来にわたって享受できるよう水資源を保全するための取り組みを進めます。

天与の財産である雄大な景色や豊かな自然、先人が築いてきた美しい街並みや農村風景など良好な景観を守り続けるなど、この豊かな景観を保全育成し、また、自然と調和した新たな景観を創造することは、私たちにとって誇れるふるさととなり、一方、訪れる人々へのおもてなしとなることから、市の活性化や発展につながります。

駒ヶ根市らしい景観を未来へとつないでいけるよう、市民、事業者、行政が協力し合い、景観計画に基づく美しい景観形成を推進します。

目 標

- ・ 景観計画に基づく景観形成やまちなみづくり
- ・ 水資源の保全

施策の方向

- ・ 環境保全の推進
- ・ 資源循環型社会の形成
- ・ 景観に配慮したまちなみの創造



（９）自然（再生）エネルギーの推進

恵まれた条件を活かし、自然エネルギーの普及拡大を進めます。

民間活力による地域に貢献する小水力発電の導入を推進します。

太陽光発電施設の設置目標 9 MW（一般家庭の年間消費電力量の4分の1を賄える発電量）は達成しましたが、地球温暖化防止のため、住宅や公共施設への設置を推進します。

目 標

- ・ 自然エネルギーの導入促進
- ・ 公共施設の太陽光発電施設の設置促進

施策の方向

- ・ 太陽光発電施設や小水力発電施設設置の推進

基本目標 4「豊かな自然を守り、快適に暮らせるまちづくり」（景観・環境保全）

- 豊かな自然、恵まれた生活環境を保全し、人と環境にやさしいまちをめざします。
- 雄大なアルプスや豊かな自然が織りなす景観を守るとともに、自然と調和したまちなみを創造し、市民が誇りを持てるまち、人々が訪れたいまちをめざします。

基本政策（政策の基本的な方向）

2 豊かな自然環境を守り育てます

前期基本計画（施策）

【 】内は平成 30 年度の達成目標値

1 再生可能エネルギーの推進

- 1 太陽光発電システムの普及を促進します。
- 2 小水力発電の導入と再生可能エネルギーの普及拡大を促進します。
- 3 地球温暖化防止活動を推進します。

【 太陽光発電による発電量：9 MW・達成済 】

【 温室効果ガス排出量：200,342t-CO₂ 】

2 環境保全の推進

- 1 公害の監視と、公害について相談しやすい環境をつくれます。
- 2 不法投棄の監視体制を強化します。
- 3 環境美化活動など意識の高揚に努めます。

【 市民満足度（ごみの出し方が守られている）：3.75 】

3 資源循環型社会の形成

- 1 廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化によるごみを出さない取り組みを進めます。
- 2 廃棄物の適正な処理を進めます。

【 年間の家庭系ごみ排出量：5,245 t 】【 家庭系ごみ資源化率：32.0% 】

4 次世代に伝える景観を創り、守ります

前期基本計画（施策）

【 】内は平成 30 年度の達成目標値

1 景観に配慮したまちなみの創造

- 1 景観計画を推進します。
- 2 屋外広告物への取り組みを進めます。
- 3 市民事業者の意識づくりに努めます。
- 4 景観まちづくりを発信します。

【 景観育成住民協定の件数：9 地区達成済 】

【 市民満足度（美しい景観や歴史的景観が保たれている）：3.90 】

VI 資料 駒ヶ根市環境保全条例

駒ヶ根市環境保全条例

平成 8 年 3 月 21 日
条例第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例（平成 7 年条例第 1 号）の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) 地下水 地表面より下に存在する水（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉及び鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。

(環境保全の基本理念)

第 3 条 環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。
- 4 自然環境及び水資源の保全は、住民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、市の産業を支える重要な資源として、市の発展及び産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品及び地下水等資源の品質に対する社会的評価の維持及び増進並びに水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすと同時に、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(燃焼不適物等の燃焼の禁止)

第 7 条 何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(投棄等の禁止)

第 8 条 何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。

(埋め立て及び焼却の抑制)

第 9 条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第10条 何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(地下水の保全)

第10条の2 何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全及びかん養並びに適正な利活用に努めなければならない。

(土壌等の汚染防止)

第11条 何人も、土壌汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

2 何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。

(大気汚染防止)

第12条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(森林の保全と緑化)

第13条 何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(自然の保護)

第14条 何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。

(環境保全の意識の高揚)

第15条 何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第16条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第3章 自然保護地区

(自然保護地区の指定)

第17条 市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

3 市長は、第1項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(行為の制限等)

第18条 自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。

2 何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。

第4章 環境基準

(環境基準)

第19条 市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、水質等の環境基準(以下「環境基準」という。)を規則で定めることができる。

(環境基準の遵守)

第20条 水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。

第5章 公害防止

(事前協議対象事業に関する事前協議)

第20条の2 事業者は、良好な生活環境を保全するため、市内において別表に定める事業活動(施設設置のために必要な工事を含む。以下「事前協議対象事業」という。)を行おうとするときは、事前に規則で定める図書を添付した協議書(以下「事前協議書」という。)を提出し、市長と協議するものとする。

2 事業者は、前項の規定による事前協議書を提出するときは、市民及び近隣の事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事前協議書を受理したときは、審議会に諮り、次に掲げる事項を勘案して

当該事業実施の同意又は不同意を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。この場合において、当該同意には条件を付すことができる。

- (1) 市民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。
- (2) 水道水源及び農業用水並びに地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。
- (3) 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。
- (4) 自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。
- (6) 市民及び近隣の事業者との協議を経ていること。
- (7) 環境基準に適合しないおそれがないこと。
- (8) その他市長が必要と認める事項

4 事業者は、事前協議の結果を尊重するものとする。

5 事業者は、第1項に規定する事前協議において、第3項の規定に基づく同意を受けるまでは、事前協議対象事業に着手しないものとする。

6 前各項の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

(事業の意見陳述等)

第20条の3 前条の規定に基づき事前協議書を提出した事業者は、市長に関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 市長は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

(事前協議書の公開)

第20条の4 市長は、第20条の2の規定に基づく事前協議書を受理したときは、その事前協議書を同条第3項に基づく通知をするまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 市民は、事前協議書が公開された後、市長に対し関係資料を提出し、意見を述べるることができる。

3 事業者は、前項に規定する市民の意見に関する市長からの照会に応じるものとする。

(事業完了の届出)

第20条の5 第20条の2第3項の規定により同意を受けた事業者（以下「同意を受けた事業者」という。）は当該事業に係る施設の整備が完了した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(事業の承継)

第20条の6 同意を受けた事業者から、施設を譲り受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に市長に届け出るものとする。

(改善指導及び助言)

第20条の7 市長は、第20条の5に規定する事業完了の届出がされた施設が規則に定める環境基準に適合しない場合又は第20条の2第3項に規定する事項に適合しない場合は、当該事業者に対し、相当な改善策の実施を求めるものとする。

2 市長は、事前協議対象事業について、規則に定める環境基準又は第20条の2第3項に規定する事項に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。

(近隣での事前協議対象事業に関する事前協議)

第20条の8 第20条の2から前条（第20条の2第5項の規定を除く。）までの規定は、近隣市町村の区域内で実施する事前協議対象事業で、市の区域内において環境保全上の支障を来すおそれがあると認めたものに準用する。この場合において、第20条の2第1項中「市内」とあるのは、「近隣市町村の区域内」と読み替えるものとする。

(事業の届出等)

第21条 他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 公害防止施設の構造又は処理の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(実施の制限)

第22条 前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して7日以内に行わなければならない。

(勧告)

第23条 市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

第24条 市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

第24条の2 市長は、第26条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反したときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

(命令)

第25条 市長は、第24条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(協定等)

第26条 市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。

(苦情の処理等)

第27条 市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

2 市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(助成)

第29条 市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。

(罰則)

第30条 第25条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者

(2) 第22条第1項(第23条第2項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。)の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第23条第1項に規定する勧告に従わなかった者

(4) 第24条第1項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第2項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者

(5) 第25条第2項の規定による検査を拒み、又は妨げた者

(6) 第28条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第6章 雑則

(専門委員)

第32条 市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(駒ヶ根市公害防止条例の廃止)

2 駒ヶ根市公害防止条例(昭和46年条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

附 則(平成10年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第20条の2関係)

1	廃棄物(循環型社会形成基本法(平成12年法律第110号)に規定する廃棄物等及び放射性物質に汚染された廃棄物等をいう。)の処理事業(市内で積み替え、又は保管をしない収集運搬に係る事業を除く。)
2	採石業
3	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 豚房施設(成豚50頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの) (2) 牛房施設(成牛10頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの) (3) 養鶏施設(成鶏1,000羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの)
4	飲料水製造業
5	生コンクリート製造業
6	砂利砕石業
7	ゴルフ場
8	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
9	上記以外で市長が審議会に諮り、特に必要と認めたもの

平成 29 年度 環境ポスター 小学生の部 銀賞作品



赤穂南小学校 5 年 大澤心奈さん

平成 29 年度 環境ポスター 中学生の部 銀賞作品



赤穂中学校 1 年 横山智拓さん



赤穂中学校 1 年 中原志穂さん

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第 2 次環境基本計画
平成 29 年度年次報告書（平成 28 年度事業報告）

平成 30 年（2018 年）3 月

発行 駒ヶ根市

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20-1

TEL: 0265-83-2111

URL: <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

編集 駒ヶ根市 民生部 生活環境課

E-mail: kankyo@city.komagane.nagano.jp

